

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針）  
新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前（最終変更：令和4年5月20日閣議決定）	備考
<p>公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針</p> <p><u>公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針</u> <u>目次</u></p> <p><u>第1 適正化指針の基本的考え方</u></p> <p><u>第2 入札及び契約の適正化を図るための措置</u></p> <p><u>1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項</u></p> <p><u>（1）入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること</u></p> <p><u>（2）入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること</u></p> <p><u>2 主として入札に参加しようとし、又は契約の相手方になるようとする者の間の公正な競争の促進に関する事項</u></p> <p><u>（1）公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること</u></p> <p><u>（2）入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策に関すること</u></p> <p><u>3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項</u></p> <p><u>（1）談合情報等への適切な対応に関すること</u></p> <p><u>（2）一括下請負等建設業法違反への適切な対応に関すること</u></p> <p><u>（3）不正行為の排除のための捜査機関等との連携に関する</u></p>	<p>公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針</p>	

- 35 こと
- 36 (4) 不正行為が起きた場合の厳正な対応に関すること
- 37 (5) 談合に対する発注者の関与の防止に関すること
- 38 4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施
- 39 工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項
- 40 (1) 適正な予定価格の設定に関すること
- 41 (2) 入札金額の内訳書の提出に関すること
- 42 (3) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関
- 43 すること
- 44 (4) 入札契約手続における発注者・受注者間の対等性の確
- 45 保に関すること
- 46 (5) 低入札価格調査の基準価格等の公表時期に関すること
- 47 5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する
- 48 事項
- 49 (1) 公共工事の施工に必要な工期の確保を図るための方策
- 50 に関すること
- 51 (2) 地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るた
- 52 めの方策に関すること
- 53 (3) 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工
- 54 事の施工状況の評価の方策に関すること
- 55 (4) 適正な施工を確保するための発注者・受注者間の対等
- 56 性の確保に関すること
- 57 (5) 施工体制の把握の徹底等に関すること
- 58 (6) 適正な施工の確保のための情報通信技術の活用に関す
- 59 ること
- 60 (7) 適正な施工の確保のための技能労働者の育成及び確保
- 61 に関すること
- 62 6 その他入札及び契約の適正化に関し配慮すべき事項
- 63 (1) 不良・不適格業者の排除に関すること
- 64 (2) 入札及び契約のIT化の推進等に関すること
- 65 (3) 各省各庁の長等相互の連絡、協調体制の強化に関する
- 66 こと
- 67 (4) 企業選定のための情報サービスの活用に関すること
- 68 第3 入札及び契約の適正化を図るために必要な体制の整備

69 **第4 適正化指針の具体化に当たっての留意事項**

70 **1 発注者に対する要請、勧告等**

71 **2 特殊法人等及び地方公共団体の自主性の配慮**

72 **3 その他**

73  
74 国は、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るため、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（以下「適正化指針」という。）を次のように定め、これに従い、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）に規定する各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（以下「各省各庁の長等」という。）は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

83 なお、法第2条第1項に規定する特殊法人等（以下「特殊法人等」という。）は、その主たる業務を遂行するため建設工事を発注することが業務規定から見て明らかであり、かつ、当該主たる業務に係る建設工事の発注を近年実際に行っているものとして公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）第1条に定められているものであるが、適正化指針に定める措置が的確に講じられるよう、所管する大臣は当該特殊法人等を適切に監督するとともに、特殊法人等以外の法人が発注する建設工事についても入札及び契約の適正化を図る観点から、当該法人を所管する大臣又は地方公共団体の長は、法の趣旨を踏まえ、法及び適正化指針の内容に沿った取組を要請するものとする。

96 **第1 適正化指針の基本的考え方**

98 公共工事は、その多くが経済活動や国民生活の基盤となる社会資本の整備を行うものであり、その入札及び契約に関してい

99 やしくも国民の疑惑を招くことのないようにするとともに、適

100 正な施工を確保し、良質な社会資本の整備が効率的に推進される

101 ようにすることが求められる。公共工事の受注者の選定や工

国は、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るため、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（以下「適正化指針」という。）を次のように定め、これに従い、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）に規定する各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（以下「各省各庁の長等」という。）は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、法第2条第1項に規定する特殊法人等（以下「特殊法人等」という。）は、その主たる業務を遂行するため建設工事を発注することが業務規定から見て明らかであり、かつ、当該主たる業務に係る建設工事の発注を近年実際に行っているものとして公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）第1条に定められているものであるが、適正化指針に定める措置が的確に講じられるよう、所管する大臣は当該特殊法人等を適切に監督するとともに、特殊法人等以外の法人が発注する建設工事についても入札及び契約の適正化を図る観点から、当該法人を所管する大臣又は地方公共団体の長は、法の趣旨を踏まえ、法及び適正化指針の内容に沿った取組を要請するものとする。

第1 適正化指針の基本的考え方

公共工事は、その多くが経済活動や国民生活の基盤となる社会資本の整備を行うものであり、その入札及び契約に関してい

やしくも国民の疑惑を招くことのないようにするとともに、適

正な施工を確保し、良質な社会資本の整備が効率的に推進される

ようにすることが求められる。公共工事の受注者の選定や工

103 事の施工に関して不正行為が行われれば、公共工事に対する国  
104 民の信頼が大きく揺らぐとともに、不良・不適格業者が介在し、  
105 公共工事を請け負う建設業の健全な発達にも悪影響を与えかね  
106 ない。

107 公共工事に対する国民の信頼は、公共工事の入札及び契約の  
108 適正化が各省各庁の長等を通じて統一的、整合的に行われるこ  
109 とによって初めて確保しうるものである。また、公共工事の発  
110 注は、国、特殊法人等及び地方公共団体といった様々な主体に  
111 よって行われているが、その受注者はいずれも建設業者（建設  
112 業を営む者を含む。以下同じ。）であって、公共工事に係る不正  
113 行為の防止に関する建設業者の意識の確立と建設業の健全な発  
114 達を図る上では、各発注者が統一的、整合的に入札及び契約の  
115 適正化を図っていくことが不可欠である。適正化指針は、こう  
116 した考え方の下に、法第18条第1項の規定に基づき、各省各  
117 庁の長等が統一的、整合的に公共工事の入札及び契約の適正化  
118 を図るため取り組むべきガイドラインとして定められるもので  
119 ある。

120 各省各庁の長等は、公共工事の目的物である社会資本等が確  
121 実に効用を発揮するよう公共工事の品質を将来にわたって確保  
122 すること、限られた財源を効率的に活用し適正な価格で公共工  
123 事を実施すること、公共工事に従事する者の労働時間その他の  
124 労働条件が適正に確保されるよう必要な工期の確保及び施工の  
125 時期の平準化を図ること、受注者の選定等適正な手続により公  
126 共工事を実施することを責務として負っており、こうした責務  
127 を的確に果たしていくためには、価格と品質で総合的に優れた  
128 調達公正・透明で競争性の高い方式により実現されるよう、  
129 各省各庁の長等が一体となって入札及び契約の適正化に取り組  
130 むことが不可欠である。

131 法第3条各号に掲げる、①入札及び契約の過程並びに契約の  
132 内容の透明性の確保、②入札に参加しようとし、又は契約の相  
133 手方になろうとする者の間の公正な競争の促進、③入札及び契  
134 約からの談合その他の不正行為の排除の徹底、④その請負代金  
135 の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約  
136 の締結（以下「ダンピング受注」という。）の防止、⑤契約され

事の施工に関して不正行為が行われれば、公共工事に対する国  
民の信頼が大きく揺らぐとともに、不良・不適格業者が介在し、  
公共工事を請け負う建設業の健全な発達にも悪影響を与えかね  
ない。

公共工事に対する国民の信頼は、公共工事の入札及び契約の  
適正化が各省各庁の長等を通じて統一的、整合的に行われるこ  
とによって初めて確保しうるものである。また、公共工事の発  
注は、国、特殊法人等及び地方公共団体といった様々な主体に  
よって行われているが、その受注者はいずれも建設業者（建設  
業を営む者を含む。以下同じ。）であって、公共工事に係る不正  
行為の防止に関する建設業者の意識の確立と建設業の健全な発  
達を図る上では、各発注者が統一的、整合的に入札及び契約の  
適正化を図っていくことが不可欠である。適正化指針は、こう  
した考え方の下に、法第17条第1項の規定に基づき、各省各  
庁の長等が統一的、整合的に公共工事の入札及び契約の適正化  
を図るため取り組むべきガイドラインとして定められるもので  
ある。

各省各庁の長等は、公共工事の目的物である社会資本等が確  
実に効用を発揮するよう公共工事の品質を将来にわたって確保  
すること、限られた財源を効率的に活用し適正な価格で公共工  
事を実施すること、公共工事に従事する者の労働時間その他の  
労働条件が適正に確保されるよう必要な工期の確保及び施工の  
時期の平準化を図ること、受注者の選定等適正な手続により公  
共工事を実施することを責務として負っており、こうした責務  
を的確に果たしていくためには、価格と品質で総合的に優れた  
調達公正・透明で競争性の高い方式により実現されるよう、  
各省各庁の長等が一体となって入札及び契約の適正化に取り組  
むことが不可欠である。

法第3条各号に掲げる、①入札及び契約の過程並びに契約の  
内容の透明性の確保、②入札に参加しようとし、又は契約の相  
手方になろうとする者の間の公正な競争の促進、③入札及び契  
約からの談合その他の不正行為の排除の徹底、④その請負代金  
の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約  
の締結（以下「ダンピング受注」という。）の防止、⑤契約され

137 た公共工事の適正な施工の確保は、いずれも、各省各庁の長等  
138 がこれらの責務を踏まえた上で一体となって取り組むべき入札  
139 及び契約の適正化の基本原則を明らかにしたものであり、法第  
140 18条に定めるとおり、適正化指針は、この基本原則に従って  
141 定められるものである。

## 143 第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

### 145 1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の 146 確保に関する事項

#### 148 (1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表 149 に関すること

150 入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札  
151 及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、国民に対  
152 してそれが適正に行われていることを明らかにする上で不  
153 可欠であることから、入札及び契約に係る情報については、  
154 公表することを基本とし、法第2章に定めるもののほか、  
155 次に掲げるものに該当するものがある場合（口に掲げるも  
156 のにあっては、事後の契約において予定価格を類推させる  
157 おそれがないと認められる場合又は各省各庁の長等の事務  
158 若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場  
159 合に限る。）においては、それについて公表することとする。

160 法第2章に定めるもの及びこれらの情報の公表にあたって  
161 は、原則としてインターネットを利用する方法で行うもの  
162 とする。なお、公表の時期については、令第4条第2項及  
163 び第7条第2項において個別の入札及び契約に関する事項  
164 は、契約を締結した後に遅滞なく公表することを原則とし  
165 つつ、令第4条第2項ただし書及び第7条第2項ただし書  
166 に掲げるものにあつては契約締結前の公表を妨げないとし  
167 ていることを踏まえ、適切に行うこととする。

168 イ 競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点並び  
169 に工事成績その他の各発注者による評点並びにこれらの  
170 合計点数並びに当該合計点数に応じた競争参加者の順位

た公共工事の適正な施工の確保は、いずれも、各省各庁の長等  
がこれらの責務を踏まえた上で一体となって取り組むべき入札  
及び契約の適正化の基本原則を明らかにしたものであり、法第  
17条に定めるとおり、適正化指針は、この基本原則に従って  
定められるものである。

## 第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

### 1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の 確保に関する事項

#### (1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表 に関すること

入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札  
及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、国民に対  
してそれが適正に行われていることを明らかにする上で不  
可欠であることから、入札及び契約に係る情報については、  
公表することを基本とし、法第2章に定めるもののほか、  
次に掲げるものに該当するものがある場合（口に掲げるも  
のにあっては、事後の契約において予定価格を類推させる  
おそれがないと認められる場合又は各省各庁の長等の事務  
若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場  
合に限る。）においては、それについて公表することとする。

この場合、各省各庁の長等において、法第2章に定める情  
報の公表に準じた方法で行うものとする。なお、公表の時  
期については、令第4条第2項及び第7条第2項において  
個別の入札及び契約に関する事項は、契約を締結した後に  
遅滞なく公表することを原則としつつ、令第4条第2項た  
だし書及び第7条第2項ただし書に掲げるものにあつては  
契約締結前の公表を妨げないとしていることを踏まえ、適  
切に行うこととする。

イ 競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点並び  
に工事成績その他の各発注者による評点並びにこれらの  
合計点数並びに当該合計点数に応じた競争参加者の順位

入契法第2章

171 並びに各発注者が等級区分を定めた場合における区分の  
172 基準  
173 ロ 予定価格及びその積算内訳  
174 ハ 低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた  
175 場合における当該価格  
176 ニ 低入札価格調査の要領及び結果の概要  
177 ホ 公募型指名競争入札を行った場合における当該競争に  
178 参加しようとした者の商号又は名称並びに当該競争入札  
179 で指名されなかった者の商号又は名称及びその者を指名  
180 しなかった理由  
181 ヘ 入札及び契約の過程並びに契約の内容について意見の  
182 具申等を行う第三者からなる機関に係る任務、委員構成、  
183 運営方法その他の当該機関の設置及び運営に関すること  
184 並びに当該機関において行った審議に係る議事の概要  
185 ト 入札及び契約に関する苦情の申出の窓口及び申し出ら  
186 れた苦情の処理手続その他の苦情処理の方策に関するこ  
187 と並びに苦情を申し出た者の名称、苦情の内容及びその  
188 処理の結果  
189 チ 指名停止（一般競争入札において一定期間入札参加を  
190 認めない措置を含む。以下同じ。）を受けた者の商号又は  
191 名称並びに指名停止の期間及び理由  
192 リ 工事の監督・検査に関する基準  
193 ヌ 工事の技術検査に関する要領  
194 ル 工事の成績の評定要領  
195 ヲ 談合情報を得た場合等の取扱要領  
196 ワ 施工体制の把握のための要領  
197  
198 (2) 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験  
199 を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関す  
200 ること  
201 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保す  
202 るためには、第三者の監視を受けることが有効であること  
203 から、各省各庁の長等は、競争参加資格の設定・確認、指  
204 名及び落札者決定の経緯等について定期的に報告を徴収し、

並びに各発注者が等級区分を定めた場合における区分の  
基準  
ロ 予定価格及びその積算内訳  
ハ 低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた  
場合における当該価格  
ニ 低入札価格調査の要領及び結果の概要  
ホ 公募型指名競争入札を行った場合における当該競争に  
参加しようとした者の商号又は名称並びに当該競争入札  
で指名されなかった者の商号又は名称及びその者を指名  
しなかった理由  
ヘ 入札及び契約の過程並びに契約の内容について意見の  
具申等を行う第三者からなる機関に係る任務、委員構成、  
運営方法その他の当該機関の設置及び運営に関すること  
並びに当該機関において行った審議に係る議事の概要  
ト 入札及び契約に関する苦情の申出の窓口及び申し出ら  
れた苦情の処理手続その他の苦情処理の方策に関するこ  
と並びに苦情を申し出た者の名称、苦情の内容及びその  
処理の結果  
チ 指名停止（一般競争入札において一定期間入札参加を  
認めない措置を含む。以下同じ。）を受けた者の商号又は  
名称並びに指名停止の期間及び理由  
リ 工事の監督・検査に関する基準  
ヌ 工事の技術検査に関する要領  
ル 工事の成績の評定要領  
ヲ 談合情報を得た場合等の取扱要領  
ワ 施工体制の把握のための要領  
  
(2) 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験  
を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関す  
ること  
入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保す  
るためには、第三者の監視を受けることが有効であること  
から、各省各庁の長等は、競争参加資格の設定・確認、指  
名及び落札者決定の経緯等について定期的に報告を徴収し、

その内容の審査及び意見の具申等ができる入札監視委員会等の第三者機関の活用その他の学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講ずるものとする。

第三者機関の構成員については、その趣旨を勘案し、中立・公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者とするものとする。

第三者機関においては、各々の各省各庁の長等が発注した公共工事に関し、次に掲げる事務を行うものとする。

イ 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。

ロ 当該第三者機関又はその構成員が抽出し、又は指定した公共工事に関し、一般競争参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名及び落札者決定の経緯等について審議を行うこと。

ハ イ及びロの事務に関し、報告の内容又は審議した公共工事の入札及び契約の理由、指名及び落札者決定の経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で、各省各庁の長等に対して意見の具申を行うこと。

各省各庁の長等は、第三者機関が公共工事の入札及び契約に関し意見の具申を行ったときは、これを尊重し、その趣旨に沿って入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三者機関の設置又は運営については、あらかじめ各省各庁の長等において明確に定め、これを公表するものとする。また、第三者機関の活動状況については、審議に係る議事の概要その他必要な資料を公表することにより透明性を確保するものとする。

第三者機関については、各省各庁の長等が各々設けることを基本とするが、それが必ずしも効率的とは認められない場合もあるので、状況に応じて、規模の小さい市町村や特殊法人等においては第三者機関を共同で設置すること、地方公共団体においては地方自治法（昭和22年法律第6

その内容の審査及び意見の具申等ができる入札監視委員会等の第三者機関の活用その他の学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講ずるものとする。

第三者機関の構成員については、その趣旨を勘案し、中立・公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者とするものとする。

第三者機関においては、各々の各省各庁の長等が発注した公共工事に関し、次に掲げる事務を行うものとする。

イ 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。

ロ 当該第三者機関又はその構成員が抽出し、又は指定した公共工事に関し、一般競争参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名及び落札者決定の経緯等について審議を行うこと。

ハ イ及びロの事務に関し、報告の内容又は審議した公共工事の入札及び契約の理由、指名及び落札者決定の経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で、各省各庁の長等に対して意見の具申を行うこと。

各省各庁の長等は、第三者機関が公共工事の入札及び契約に関し意見の具申を行ったときは、これを尊重し、その趣旨に沿って入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三者機関の設置又は運営については、あらかじめ各省各庁の長等において明確に定め、これを公表するものとする。また、第三者機関の活動状況については、審議に係る議事の概要その他必要な資料を公表することにより透明性を確保するものとする。

第三者機関については、各省各庁の長等が各々設けることを基本とするが、それが必ずしも効率的とは認められない場合もあるので、状況に応じて、規模の小さい市町村や特殊法人等においては第三者機関を共同で設置すること、地方公共団体においては地方自治法（昭和22年法律第6

239 7号) 第195条に規定する監査委員を活用するなど既存  
240 の組織を活用すること等により、適切に方策を講ずるもの  
241 とする。

242 この場合においては、既存の組織が公共工事の入札及び  
243 契約についての審査その他の事務を適切に行えるよう、必  
244 要に応じ組織・運営の見直しを行うものとする。

245  
246 2 主として入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろ  
247 うとする者の間の公正な競争の促進に関する事項

248  
249 (1) 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善  
250 に関すること

251 公共工事の入札及び契約は、その目的物である社会資本  
252 等の整備を的確に行うことのできる施工能力を有する受注  
253 者を確実に選定するための手続であり、各省各庁の長等は、  
254 公正な競争環境のもとで、良質な社会資本の整備が効率的  
255 に行われるよう、公共工事の品質確保の促進に関する法律  
256 (平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」  
257 という。)等に基づき、工事の性格、地域の実情等を踏まえ  
258 た適切な入札及び契約の方法の選択と、必要な条件整備を  
259 行うものとする。

260  
261 ①一般競争入札の適切な活用

262 一般競争入札は、手続の客観性が高く発注者の裁量の  
263 余地が少ないこと、手続の透明性が高く第三者による監  
264 視が容易であること、入札に参加する可能性のある潜在  
265 的な競争参加者の数が多く競争性が高いことから、公共  
266 工事の入札及び契約において不正が起きにくいなどの特  
267 徴を有している。

268 一般競争入札は、これらの点で大きなメリットを有し  
269 ているが、一方で、その運用次第では、個別の入札にお  
270 ける競争参加資格の確認に係る事務量が大きいこと、不  
271 良・不適格業者の排除が困難であり、施工能力に欠ける  
272 者が落札し、公共工事の質の低下をもたらすおそれがあ

7号) 第195条に規定する監査委員を活用するなど既存  
の組織を活用すること等により、適切に方策を講ずるもの  
とする。

この場合においては、既存の組織が公共工事の入札及び  
契約についての審査その他の事務を適切に行えるよう、必  
要に応じ組織・運営の見直しを行うものとする。

2 主として入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろ  
うとする者の間の公正な競争の促進に関する事項

(1) 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善  
に関すること

公共工事の入札及び契約は、その目的物である社会資本  
等の整備を的確に行うことのできる施工能力を有する受注  
者を確実に選定するための手続であり、各省各庁の長等は、  
公正な競争環境のもとで、良質な社会資本の整備が効率的  
に行われるよう、公共工事の品質確保の促進に関する法律  
(平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」  
という。)等に基づき、工事の性格、地域の実情等を踏まえ  
た適切な入札及び契約の方法の選択と、必要な条件整備を  
行うものとする。

①一般競争入札の適切な活用

一般競争入札は、手続の客観性が高く発注者の裁量の  
余地が少ないこと、手続の透明性が高く第三者による監  
視が容易であること、入札に参加する可能性のある潜在  
的な競争参加者の数が多く競争性が高いことから、公共  
工事の入札及び契約において不正が起きにくいなどの特  
徴を有している。

一般競争入札は、これらの点で大きなメリットを有し  
ているが、一方で、その運用次第では、個別の入札にお  
ける競争参加資格の確認に係る事務量が大きいこと、不  
良・不適格業者の排除が困難であり、施工能力に欠ける  
者が落札し、公共工事の質の低下をもたらすおそれがあ

ること、建設投資の減少と相まって、受注競争を過度に激化させ、ダンピング受注を招いてきたこと等の側面もある。これまで、一般競争入札は、主として一定規模以上の工事を中心に広く拡大してきたところである。各省各庁の長等においては、こうした一般競争入札の性格及び一般競争入札が原則とされていることを踏まえ、対象工事の見直し等により一般競争入札の適切な活用を図るものとする。

また、指名競争入札については、信頼できる受注者を選定できること、一般競争入札に比して手続が簡易であり早期に契約できること、監督に係る事務を簡素化できること等の利点を有する一方、競争参加者が限定されること、指名が恣意的に行われた場合の弊害も大きいこと等から、指名に係る手続の透明性を高め、公正な競争を促進することが要請される。このため、各省各庁の長等は、引き続き指名競争入札を実施する場合には、公正な競争の促進を図る観点から、指名基準を策定し、及び公表した上で、これに従い適切に指名を行うものとするが、この場合であっても、公共工事ごとに入札参加意欲を確認し、当該公共工事の施工に係る技術的特性等を把握するための簡便な技術資料の提出を求めた上で指名を行う、いわゆる公募型指名競争入札等を積極的に活用するものとする。また、指名業者名の公表時期については、入札前に指名業者名が明らかになると入札参加者間での談合を助長しやすいとの指摘があることを踏まえ、各省各庁の長等は、指名業者名の事後公表の拡大に努めるものとする。

## ②総合評価落札方式の適切な活用等

総合評価落札方式は、公共工物品質確保法に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定するものであり、価格と品質が総合的に優れた公共調達を行うことができる落札者決定方式である。一方で、総合評価落札方式の実施に当たっては、発注者による競

ること、建設投資の減少と相まって、受注競争を過度に激化させ、ダンピング受注を招いてきたこと等の側面もある。これまで、一般競争入札は、主として一定規模以上の工事を中心に広く拡大してきたところである。各省各庁の長等においては、こうした一般競争入札の性格及び一般競争入札が原則とされていることを踏まえ、対象工事の見直し等により一般競争入札の適切な活用を図るものとする。

また、指名競争入札については、信頼できる受注者を選定できること、一般競争入札に比して手続が簡易であり早期に契約できること、監督に係る事務を簡素化できること等の利点を有する一方、競争参加者が限定されること、指名が恣意的に行われた場合の弊害も大きいこと等から、指名に係る手続の透明性を高め、公正な競争を促進することが要請される。このため、各省各庁の長等は、引き続き指名競争入札を実施する場合には、公正な競争の促進を図る観点から、指名基準を策定し、及び公表した上で、これに従い適切に指名を行うものとするが、この場合であっても、公共工事ごとに入札参加意欲を確認し、当該公共工事の施工に係る技術的特性等を把握するための簡便な技術資料の提出を求めた上で指名を行う、いわゆる公募型指名競争入札等を積極的に活用するものとする。また、指名業者名の公表時期については、入札前に指名業者名が明らかになると入札参加者間での談合を助長しやすいとの指摘があることを踏まえ、各省各庁の長等は、指名業者名の事後公表の拡大に努めるものとする。

## ②総合評価落札方式の適切な活用等

総合評価落札方式は、公共工物品質確保法に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定するものであり、価格と品質が総合的に優れた公共調達を行うことができる落札者決定方式である。一方で、総合評価落札方式の実施に当たっては、発注者による競

307 争参加者の施工能力及び技術提案の審査及び評価におけ  
308 る透明性及び公正性の確保が特に求められ、さらには発  
309 注者及び競争参加者双方の事務量の軽減を図ることも必  
310 要である。各省各庁の長等はこうした総合評価落札方式  
311 の性格を踏まえ、工事の性格等に応じた適切な活用を図  
312 るものとする。

313 その際には、評価基準や実施要領の整備、総合評価の  
314 結果の公表及び具体的な評価内容の通知を行うほか、落  
315 札者決定基準等について、小規模な市町村等においては  
316 都道府県が委嘱した第三者の共同活用も図りつつ、効率  
317 よく学識経験者等の第三者の意見を反映させるための方  
318 策を講ずるものとする。また、公共工事品質確保法第1  
319 6条に基づく段階的選抜方式を活用すること等により、  
320 技術提案やその審査及び評価に必要な発注者及び競争参  
321 加者双方の事務量の軽減を図るなど、総合評価落札方式  
322 の円滑な実施に必要な措置を適切に講じるものとする

323 総合評価の評価項目としては、当該工事の施工計画や  
324 当該工事に係る技術提案等の評価項目のほか、過去の同  
325 種・類似工事の実績及び成績、配置予定技術者の資格及  
326 び経験などの競争参加者の施工能力、災害時の迅速な対  
327 応等の地域及び工事の特性に応じた評価項目など、当該  
328 工事の施工に係るものであって評価項目として採用  
329 することが合理的なものについて、必要に応じて設定す  
330 ることとする。

331 公共工事を受注する建設業者の技術開発を促進し、併  
332 せて公正な競争の確保を図るため、民間の技術力の活用  
333 により、品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能な  
334 場合においては、各省各庁の長等は、入札段階で施工方  
335 法等の技術提案を受け付ける入札時VE（バリュー・エ  
336 ンジニアリング）方式、施工段階で施工方法等の技術提  
337 案を受け付ける契約後VE方式、入札時に設計案等の技  
338 術提案を受け付け、設計と施工を一括して発注する設計  
339 ・施工一括発注方式等民間の技術提案を受け付ける入札  
340 及び契約の方式の活用を努めるものとする。

争参加者の施工能力及び技術提案の審査及び評価におけ  
る透明性及び公正性の確保が特に求められ、さらには発  
注者及び競争参加者双方の事務量の軽減を図ることも必  
要である。各省各庁の長等はこうした総合評価落札方式  
の性格を踏まえ、工事の性格等に応じた適切な活用を図  
るものとする。

その際には、評価基準や実施要領の整備、総合評価の  
結果の公表及び具体的な評価内容の通知を行うほか、落  
札者決定基準等について、小規模な市町村等においては  
都道府県が委嘱した第三者の共同活用も図りつつ、効率  
よく学識経験者等の第三者の意見を反映させるための方  
策を講ずるものとする。また、公共工事品質確保法第1  
6条に基づく段階的選抜方式を活用すること等により、  
技術提案やその審査及び評価に必要な発注者及び競争参  
加者双方の事務量の軽減を図るなど、総合評価落札方式  
の円滑な実施に必要な措置を適切に講じるものとする

総合評価の評価項目としては、当該工事の施工計画や  
当該工事に係る技術提案等の評価項目のほか、過去の同  
種・類似工事の実績及び成績、配置予定技術者の資格及  
び経験などの競争参加者の施工能力、災害時の迅速な対  
応等の地域及び工事の特性に応じた評価項目など、当該  
工事の施工に係るものであって評価項目として採用  
することが合理的なものについて、必要に応じて設定す  
ることとする。

公共工事を受注する建設業者の技術開発を促進し、併  
せて公正な競争の確保を図るため、民間の技術力の活用  
により、品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能な  
場合においては、各省各庁の長等は、入札段階で施工方  
法等の技術提案を受け付ける入札時VE（バリュー・エ  
ンジニアリング）方式、施工段階で施工方法等の技術提  
案を受け付ける契約後VE方式、入札時に設計案等の技  
術提案を受け付け、設計と施工を一括して発注する設計  
・施工一括発注方式等民間の技術提案を受け付ける入札  
及び契約の方式の活用を努めるものとする。

341  
342 ③地域維持型契約方式

343 建設投資の大幅な減少等に伴い、社会資本等の維持管  
344 理のために必要な工事のうち、災害応急対策、除雪、修  
345 繕、パトロールなどの地域維持事業を担ってきた地域の  
346 建設業者の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、  
347 事業の円滑かつ確な実施に必要な体制の確保が困難と  
348 なり、地域における最低限の維持管理までもが困難とな  
349 る地域が生じかねない。地域の維持管理は、将来にわた  
350 って効率的かつ持続的に行われる必要があり、入札及び  
351 契約の方式においても担い手確保に資する工夫が必要で  
352 ある。

353 このため、地域維持業務に係る経費の積算において、  
354 事業の実施に実際に要する経費を適切に費用計上すると  
355 ともに、地域維持事業の担い手の安定的な確保を図る必  
356 要がある場合には、人員や機械等の効率的運用と必要な  
357 施工体制の安定的な確保を図る観点から、地域の実情を  
358 踏まえつつ、公共工事品質確保法第20条に基づき次の  
359 ような契約方式を活用するものとする。

- 360 1) 複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単  
361 位や、複数年の契約単位とするなど、従来よりも包括  
362 的に一の契約の対象とする。
- 363 2) 実施主体は、迅速かつ確実に現場へアクセスするこ  
364 とが可能な体制を備えた地域精通度の高い建設業者と  
365 し、必要に応じ、地域の維持管理に不可欠な事業につ  
366 き、地域の建設業者が継続的な協業関係を確保するこ  
367 とによりその実施体制を安定確保するために結成され  
368 る建設共同企業体（地域維持型建設共同企業体）や事  
369 業協同組合等とする。

370  
371 ④災害復旧等における入札及び契約の方法

372 災害発生後の復旧に当たっては、早期かつ確実な施工  
373 が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手すること  
374 が求められる。

③地域維持型契約方式

建設投資の大幅な減少等に伴い、社会資本等の維持管  
理のために必要な工事のうち、災害応急対策、除雪、修  
繕、パトロールなどの地域維持事業を担ってきた地域の  
建設業者の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、  
事業の円滑かつ確な実施に必要な体制の確保が困難と  
なり、地域における最低限の維持管理までもが困難とな  
る地域が生じかねない。地域の維持管理は、将来にわた  
って効率的かつ持続的に行われる必要があり、入札及び  
契約の方式においても担い手確保に資する工夫が必要で  
ある。

このため、地域維持業務に係る経費の積算において、  
事業の実施に実際に要する経費を適切に費用計上すると  
ともに、地域維持事業の担い手の安定的な確保を図る必  
要がある場合には、人員や機械等の効率的運用と必要な  
施工体制の安定的な確保を図る観点から、地域の実情を  
踏まえつつ、公共工事品質確保法第20条に基づき次の  
ような契約方式を活用するものとする。

- 1) 複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単  
位や、複数年の契約単位とするなど、従来よりも包括  
的に一の契約の対象とする。
- 2) 実施主体は、迅速かつ確実に現場へアクセスするこ  
とが可能な体制を備えた地域精通度の高い建設業者と  
し、必要に応じ、地域の維持管理に不可欠な事業につ  
き、地域の建設業者が継続的な協業関係を確保するこ  
とによりその実施体制を安定確保するために結成され  
る建設共同企業体（地域維持型建設共同企業体）や事  
業協同組合等とする。

④災害復旧等における入札及び契約の方法

災害発生後の復旧に当たっては、早期かつ確実な施工  
が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手すること  
が求められる。

375 このため、災害応急対策又は災害復旧に関する工事に  
376 については、公共工事品質確保法第7条第1項第4号に基  
377 づき、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、次  
378 のように会計法（昭和22年法律第35号）や地方自治  
379 法施行令（昭和22年政令第16号）等に規定される随  
380 意契約や指名競争入札を活用するなど、緊急性に応じて  
381 適切な入札及び契約の方法を選択するものとする。

382 1) 災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工  
383 事のうち、被害の最小化や至急の原状復旧の観点から、  
384 緊急の必要により競争に付することができないものに  
385 あっては、随意契約（会計法第29条の3第4項又は  
386 地方自治法施行令第167条の2）を活用する。

387 2) 災害復旧に関する工事のうち、随意契約によらない  
388 ものであって、一定の期日までに復旧を完了させる必  
389 要があるなど、契約の性質又は目的により競争に加わ  
390 るべき者が少数で一般競争入札に付する必要がないも  
391 のにあっては、指名競争入札（会計法第29条の3第  
392 3項又は地方自治法施行令第167条）を活用する。

393 また、公共工事品質確保法第7条第5項も踏まえ、発  
394 注の時期、箇所、工程等について適宜調整を図るため、  
395 他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよ  
396 う努めるものとする。

397 さらに、公共工事品質確保法第7条第6項も踏まえ、  
398 公共工事の目的物の被害状況の把握に関し、当該目的物  
399 の整備及び維持管理について必要な知識及び経験を有す  
400 る者を活用するよう努めるものとする。

401  
402 ⑤一般競争入札及び総合評価落札方式の活用に必要な条件  
403 整備

404 公共工事の入札及び契約の方法、とりわけ一般競争入  
405 札の活用に伴う諸問題に対応し、公正かつ適切な競争が  
406 行われるようにするため、必要な条件整備を行うもの  
407 とする。また、これらの条件整備に当たっては、公共工事  
408 品質確保法第7条第1項第7号に基づき、地域の実情を

このため、災害応急対策又は災害復旧に関する工事に  
については、公共工事品質確保法第7条第1項第3号に基  
づき、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、次  
のように会計法（昭和22年法律第35号）や地方自治  
法施行令（昭和22年政令第16号）等に規定される随  
意契約や指名競争入札を活用するなど、緊急性に応じて  
適切な入札及び契約の方法を選択するものとする。

1) 災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工  
事のうち、被害の最小化や至急の原状復旧の観点から、  
緊急の必要により競争に付することができないものに  
あっては、随意契約（会計法第29条の3第4項又は  
地方自治法施行令第167条の2）を活用する。

2) 災害復旧に関する工事のうち、随意契約によらない  
ものであって、一定の期日までに復旧を完了させる必  
要があるなど、契約の性質又は目的により競争に加わ  
るべき者が少数で一般競争入札に付する必要がないも  
のにあっては、指名競争入札（会計法第29条の3第  
3項又は地方自治法施行令第167条）を活用する。

また、公共工事品質確保法第7条第4項も踏まえ、発  
注の時期、箇所、工程等について適宜調整を図るため、  
他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよ  
う努めるものとする。

品確法第7条第6項

⑤一般競争入札及び総合評価落札方式の活用に必要な条件  
整備

公共工事の入札及び契約の方法、とりわけ一般競争入  
札の活用に伴う諸問題に対応し、公正かつ適切な競争が  
行われるようにするため、必要な条件整備を行うもの  
とする。

品確法第7条第1項第7号

409 踏まえた競争参加資格、規模等の設定に努めるものとする。  
410

411 1) 適切な競争参加資格の設定等

412 競争参加資格の設定は、対象工事について施工能力  
413 を有する者を適切に選別し、適正な施工の確保を図る  
414 とともに、ペーパーカンパニーや暴力団関係企業等の  
415 不良・不適格業者を排除するために行うものとする。

416 具体的には、いたずらに競争性を低下させることが  
417 ないように十分配慮しつつ、必要に応じ、工事实績、  
418 工事成績、工事経歴書等の企業情報を適切に活用する  
419 とともに、競争参加資格審査において一定の資格等級  
420 区分に認定されている者であることを求めるものとする。  
421

422 また、工事の性質等、建設労働者の確保、建設資材  
423 の調達等を考慮して地域の建設業者を活用すること  
424 により円滑かつ効率的な施工が期待できる工事について  
425 は、災害応急対策や除雪等を含め、地域の社会資本の  
426 維持管理や整備を担う中小・中堅建設業者の育成や経  
427 営の安定化、品質の確保、将来における維持・管理を  
428 適切に行う観点から、過度に競争性を低下させないよ  
429 うに留意しつつ、近隣地域内における工事实績や事業  
430 所の所在等を競争参加資格や指名基準とする、いわゆ  
431 る地域要件の適切な活用を図るなど地域の実情を踏ま  
432 え、必要な競争参加資格を適切に設定するものとする。  
433 この際、恣意性を排除した統合的な運用を確保する観  
434 点から、あらかじめ運用方針を定めるものとする。な  
435 お、総合評価落札方式において、競争参加者に加え、  
436 下請業者の地域への精通度、貢献度等についても適切  
437 な評価を図るものとする。

438 このほか、暴力団員が実質的に経営を支配している  
439 等の建設業者、指名停止措置等を受けている建設業者、  
440 工事に係る設計業務等の受託者と関連のある建設業者  
441 等について、これらの者が競争に参加することとなら  
442 ないように競争参加資格を設けるものとする。

1) 適切な競争参加資格の設定等

競争参加資格の設定は、対象工事について施工能力  
を有する者を適切に選別し、適正な施工の確保を図る  
とともに、ペーパーカンパニーや暴力団関係企業等の  
不良・不適格業者を排除するために行うものとする。

具体的には、いたずらに競争性を低下させることが  
ないように十分配慮しつつ、必要に応じ、工事实績、  
工事成績、工事経歴書等の企業情報を適切に活用する  
とともに、競争参加資格審査において一定の資格等級  
区分に認定されている者であることを求めるものとする。

また、工事の性質等、建設労働者の確保、建設資材  
の調達等を考慮して地域の建設業者を活用すること  
により円滑かつ効率的な施工が期待できる工事について  
は、災害応急対策や除雪等を含め、地域の社会資本の  
維持管理や整備を担う中小・中堅建設業者の育成や経  
営の安定化、品質の確保、将来における維持・管理を  
適切に行う観点から、過度に競争性を低下させないよ  
うに留意しつつ、近隣地域内における工事实績や事業  
所の所在等を競争参加資格や指名基準とする、いわゆ  
る地域要件の適切な活用を図るなど、必要な競争参加  
資格を適切に設定するものとする。この際、恣意性を  
排除した統合的な運用を確保する観点から、あらかじ  
め運用方針を定めるものとする。なお、総合評価落札  
方式において、競争参加者に加え、下請業者の地域へ  
の精通度、貢献度等についても適切な評価を図るもの  
とする。

このほか、暴力団員が実質的に経営を支配している  
等の建設業者、指名停止措置等を受けている建設業者、  
工事に係る設計業務等の受託者と関連のある建設業者  
等について、これらの者が競争に参加することとなら  
ないように競争参加資格を設けるものとする。

品確法第7条第1項第7号

443 さらに、公平で健全な競争環境を構築する観点から  
444 は、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保  
445 険をいう。以下同じ。）に加入し、健康保険法（大正  
446 11年法律第70号）等の定めるところにより事業主  
447 が納付義務を負う保険料（以下「法定福利費」という。）  
448 を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とす  
449 ることが重要である。このため、法令に違反して社会  
450 保険等に参加していない建設業者（以下「社会保険等  
451 未加入業者」という。）について、公共工事の元請業  
452 者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で、  
453 必要な措置を講ずるものとする。

454 以上のような競争参加資格の設定に当たっては、政  
455 府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象  
456 となる公共工事に係る入札については、供給者が当該  
457 入札に係る契約を履行する能力を有していることを確  
458 保する上で不可欠な競争参加条件に限定されなければ  
459 ならないこと、及び事業所の所在地に関する要件は設  
460 けることはできないことに留意するものとする。なお、  
461 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法  
462 律（昭和41年法律第97号）等に基づき、中小・中  
463 堅建設業者の受注機会の確保を図るものとする。

#### 464 2) 入札ボンドの活用その他の条件整備

465 市場機能の活用により、契約履行能力が著しく劣る  
466 建設業者の排除やダンピング受注の抑制等を図るた  
467 め、入札ボンドの積極的な活用と対象工事の拡大を図  
468 るものとする。また、資格審査及び監督・検査の適正  
469 化並びにこれらに係る体制の充実、事務量の軽減等  
470 を図るものとする。

#### 471 ⑥共同企業体について

472 共同企業体については、大規模かつ高難度の工事の安  
473 定的施工の確保、優良な中小・中堅建設業者の振興など  
474 図る上で有効なものであるが、受注機会の配分との誤解  
475 を招きかねない場合があること、構成員の規模の格差が  
476

さらに、公平で健全な競争環境を構築する観点から  
は、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保  
険をいう。以下同じ。）に加入し、健康保険法（大正  
11年法律第70号）等の定めるところにより事業主  
が納付義務を負う保険料（以下「法定福利費」という。）  
を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とす  
ることが重要である。このため、法令に違反して社会  
保険等に参加していない建設業者（以下「社会保険等  
未加入業者」という。）について、公共工事の元請業  
者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で、  
必要な措置を講ずるものとする。

以上のような競争参加資格の設定に当たっては、政  
府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象  
となる公共工事に係る入札については、供給者が当該  
入札に係る契約を履行する能力を有していることを確  
保する上で不可欠な競争参加条件に限定されなければ  
ならないこと、及び事業所の所在地に関する要件は設  
けることはできないことに留意するものとする。なお、  
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法  
律（昭和41年法律第97号）等に基づき、中小・中  
堅建設業者の受注機会の確保を図るものとする。

#### 2) 入札ボンドの活用その他の条件整備

市場機能の活用により、契約履行能力が著しく劣る  
建設業者の排除やダンピング受注の抑制等を図るた  
め、入札ボンドの積極的な活用と対象工事の拡大を図  
るものとする。また、資格審査及び監督・検査の適正  
化並びにこれらに係る体制の充実、事務量の軽減等  
を図るものとする。

#### ⑥共同企業体について

共同企業体については、大規模かつ高難度の工事の安  
定的施工の確保、優良な中小・中堅建設業者の振興など  
図る上で有効なものであるが、受注機会の配分との誤解  
を招きかねない場合があること、構成員の規模の格差が

477 大きい場合には施工の効率性を阻害しかねないこと、予  
478 備指名制度により談合が誘発されかねないこと等の問題  
479 もあることから、各省各庁の長等においては、共同企業  
480 体運用基準の策定及び公表を行い、これに基づいて共同  
481 企業体を適切に活用するものとする。

482 共同企業体運用基準においては、共同企業体運用準則  
483 (共同企業体の在り方について(昭和62年中建審発第  
484 12号)別添第二)に従い、大規模かつ技術的難度の高  
485 い工事に係る特定建設工事共同企業体、中小・中堅建設  
486 業者の継続的協業関係を確保する経常建設共同企業体、  
487 地域維持事業の継続的な担い手となる地域維持型建設共  
488 同企業体、大規模災害からの復旧・復興工事の担い手と  
489 なる復旧・復興建設工事共同企業体について適切に定め  
490 るものとする。

491 その際、特定建設工事共同企業体については、大規模  
492 かつ技術的難度の高い工事を単独で確実かつ円滑に施工  
493 できる有資格業者があるとき等にあつては、適正な競争  
494 のための環境整備等の観点から、当該単独の有資格業者  
495 も含めて競争が行われることとなるよう努めるものとし  
496 る。経常建設共同企業体については、継続的協業関係を  
497 確保する観点から、一の発注機関における単体企業と当  
498 該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録  
499 は行わないこととするとともに、真に企業合併等に寄与  
500 するものを除き経常建設共同企業体への客観点数及び主  
501 観点数の加点調整措置は行わないこととする。地域維持  
502 型建設共同企業体については、地域の維持管理に不可欠  
503 な事業につき、継続的な協業関係を確保することにより  
504 その実施体制の安定確保を図る場合に活用することとし  
505 るとともに、一の発注機関における単体企業と当該企業  
506 を構成員とする地域維持型建設共同企業体との同時登録  
507 及び同一の構成員を含む経常建設共同企業体又は復旧・  
508 復興建設工事共同企業体と地域維持型建設共同企業体と  
509 の同時登録は行うことができるものとする。復旧・復興  
510 建設工事共同企業体については、公共工物品質確保法第

大きい場合には施工の効率性を阻害しかねないこと、予  
備指名制度により談合が誘発されかねないこと等の問題  
もあることから、各省各庁の長等においては、共同企業  
体運用基準の策定及び公表を行い、これに基づいて共同  
企業体を適切に活用するものとする。

共同企業体運用基準においては、共同企業体運用準則  
(共同企業体の在り方について(昭和62年中建審発第  
12号)別添第二)に従い、大規模かつ技術的難度の高  
い工事に係る特定建設工事共同企業体、中小・中堅建設  
業者の継続的協業関係を確保する経常建設共同企業体、  
地域維持事業の継続的な担い手となる地域維持型建設共  
同企業体、大規模災害からの復旧・復興工事の担い手と  
なる復旧・復興建設工事共同企業体について適切に定め  
るものとする。

その際、特定建設工事共同企業体については、大規模  
かつ技術的難度の高い工事を単独で確実かつ円滑に施工  
できる有資格業者があるとき等にあつては、適正な競争  
のための環境整備等の観点から、当該単独の有資格業者  
も含めて競争が行われることとなるよう努めるものとし  
る。経常建設共同企業体については、継続的協業関係を  
確保する観点から、一の発注機関における単体企業と当  
該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録  
は行わないこととするとともに、真に企業合併等に寄与  
するものを除き経常建設共同企業体への客観点数及び主  
観点数の加点調整措置は行わないこととする。地域維持  
型建設共同企業体については、地域の維持管理に不可欠  
な事業につき、継続的な協業関係を確保することにより  
その実施体制の安定確保を図る場合に活用することとし  
るとともに、一の発注機関における単体企業と当該企業  
を構成員とする地域維持型建設共同企業体との同時登録  
及び同一の構成員を含む経常建設共同企業体又は復旧・  
復興建設工事共同企業体と地域維持型建設共同企業体と  
の同時登録は行うことができるものとする。復旧・復興  
建設工事共同企業体については、大規模災害の被災地域

品確法第7条第1項第9号

511 7条第1項第9号も踏まえ、大規模災害の被災地域にお  
512 ける施工体制の確保を図る場合に積極的に活用すること  
513 とするとともに、一の発注機関における単体企業と当該  
514 企業を構成員とする復旧・復興建設工事共同企業体との  
515 同時登録及び同一の構成員を含む経常建設共同企業体又  
516 は地域維持型建設共同企業体と復旧・復興建設工事共同  
517 企業体との同時登録は行うことができるものとする。

518  
519 ⑦その他

520 設備工事等に係る分離発注については、発注者の意向  
521 が直接反映され施工の責任や工事に係るコストの明確化  
522 が図られる等当該分離発注が合理的と認められる場合に  
523 において、工事の性質又は種別、発注者の体制、全体の工  
524 事のコスト等を考慮し、専門工事業者の育成に資するこ  
525 とも踏まえつつ、その活用に努めるものとする。

526 履行保証については、各省各庁の長等において、談合  
527 を助長するおそれ等の問題のある工事完成保証人制度を  
528 廃止するとともに、契約保証金、金銭保証人、履行保証  
529 保険等の金銭的保証措置と付保割合の高い履行ボンドに  
530 による役務的保証措置を適切に選択するものとする。

531 公共工事に必要な技術、設備又は体制等からみて、当  
532 該地域において受注者となろうとする者が極めて限られ  
533 ており、過去に発注した同一の内容の工事について特定  
534 の一人を除いて競争参加者がいない状況が継続している  
535 など、当該地域において競争が存在しない状況が継続す  
536 ると見込まれるときは、当該技術、設備又は体制等及び  
537 受注者となることを見込まれる者が存在することを明示  
538 した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認した  
539 ときは、随意契約を活用することができるものとする。  
540 なお、公募の結果、他の者から応募があった場合は、改  
541 めて一般競争入札に付す等、適切な入札及び契約の方法  
542 を選択し、落札者を決定するものとする。

543 また、地域の中小企業・小規模事業者の技術習得に資  
544 するよう、公共工事品質確保法第7条第1項第8号に基

における施工体制の確保を図る場合に活用することとす  
るとともに、一の発注機関における単体企業と当該企業  
を構成員とする復旧・復興建設工事共同企業体との同時  
登録及び同一の構成員を含む経常建設共同企業体又は地  
域維持型建設共同企業体と復旧・復興建設工事共同企業  
体との同時登録は行うことができるものとする。

⑦その他

設備工事等に係る分離発注については、発注者の意向  
が直接反映され施工の責任や工事に係るコストの明確化  
が図られる等当該分離発注が合理的と認められる場合に  
において、工事の性質又は種別、発注者の体制、全体の工  
事のコスト等を考慮し、専門工事業者の育成に資するこ  
とも踏まえつつ、その活用に努めるものとする。

履行保証については、各省各庁の長等において、談合  
を助長するおそれ等の問題のある工事完成保証人制度を  
廃止するとともに、契約保証金、金銭保証人、履行保証  
保険等の金銭的保証措置と付保割合の高い履行ボンドに  
による役務的保証措置を適切に選択するものとする。

品確法第21条

品確法第7条第1項第8号

545 づき、発注又は契約の相手方の選定に関し、必要に応じ  
546 て、技術力を有する企業と地域の中小企業・小規模事業  
547 者との連携及び技術的な協力等を図るために必要な措置  
548 を講ずるものとする。

550 (2) 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策  
551 に関すること

552 入札及び契約に関し、透明性を高めるとともに公正な競  
553 争を確保するため、各省各庁の長等は、入札及び契約の過  
554 程についての苦情に対し適切に説明するとともに、さらに  
555 不服のある場合には、その苦情を受け付け、中立・公正に  
556 処理する仕組みを整備するものとする。

557 入札及び契約の過程に関する苦情の処理については、ま  
558 ず各省各庁の長等において行うものとする。具体的には、  
559 個別の公共工事に係る一般競争入札の競争参加資格の確認  
560 の結果、当該競争参加資格を認められなかった者が、公表  
561 された資格を認めなかった理由等を踏まえ、競争参加資格  
562 があるとの申出をした場合においては、当該申出の内容を  
563 検討し、回答することとする。

564 指名競争入札において、指名されなかった者が、公表さ  
565 れた指名理由等を踏まえ、指名されなかった理由の説明を  
566 求めた場合は、その理由を適切に説明するとともに、その  
567 者が指名されることが適切であるとの申出をした場合にお  
568 いては、当該申出の内容を検討し、回答することとする。

569 総合評価落札方式において、落札者とならなかった者が、  
570 公表された落札理由等を踏まえ、落札者としなかった理由  
571 の説明を求めた場合は、その理由を適切に説明するととも  
572 に、その者が落札者となることが適切であるとの申出をし  
573 た場合においては、当該申出の内容を検討し、回答すること  
574 とする。

575 発注者による指名停止措置について、指名停止を受けた  
576 者が、公表された指名停止の理由等を踏まえ、当該指名停  
577 止措置について不服があるとの申出をした場合において  
578 は、当該申出の内容を検討し、回答することとする。

(2) 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策  
に関すること

入札及び契約に関し、透明性を高めるとともに公正な競  
争を確保するため、各省各庁の長等は、入札及び契約の過  
程についての苦情に対し適切に説明するとともに、さらに  
不服のある場合には、その苦情を受け付け、中立・公正に  
処理する仕組みを整備するものとする。

入札及び契約の過程に関する苦情の処理については、ま  
ず各省各庁の長等において行うものとする。具体的には、  
個別の公共工事に係る一般競争入札の競争参加資格の確認  
の結果、当該競争参加資格を認められなかった者が、公表  
された資格を認めなかった理由等を踏まえ、競争参加資格  
があるとの申出をした場合においては、当該申出の内容を  
検討し、回答することとする。

指名競争入札において、指名されなかった者が、公表さ  
れた指名理由等を踏まえ、指名されなかった理由の説明を  
求めた場合は、その理由を適切に説明するとともに、その  
者が指名されることが適切であるとの申出をした場合にお  
いては、当該申出の内容を検討し、回答することとする。

総合評価落札方式において、落札者とならなかった者が、  
公表された落札理由等を踏まえ、落札者としなかった理由  
の説明を求めた場合は、その理由を適切に説明するととも  
に、その者が落札者となることが適切であるとの申出をし  
た場合においては、当該申出の内容を検討し、回答すること  
とする。

発注者による指名停止措置について、指名停止を受けた  
者が、公表された指名停止の理由等を踏まえ、当該指名停  
止措置について不服があるとの申出をした場合において  
は、当該申出の内容を検討し、回答することとする。

579 加えて、手続の透明性を一層高めるため、これらの説明  
580 等に不服のある場合にさらに苦情を処理できるとすべき  
581 であり、必要に応じて各省各庁の長等において第三者機  
582 関の活用等中立・公正に苦情処理を行う仕組みを整備する  
583 ものとする。この場合においては、入札及び契約について  
584 審査等を行う入札監視委員会等の第三者機関を活用するこ  
585 とが適切である。

586 苦情処理の対象となる公共工事の範囲については、でき  
587 る限り幅広くすることが適切であるが、不良・不適格業者  
588 による苦情の申出の濫用を排除するため、苦情処理の仕組  
589 みの整備の趣旨を踏まえた上で、いたずらに苦情申出の道  
590 を狭めることとならないよう配慮しつつ、苦情処理の対象  
591 となる工事について限定し、又は手続を簡略化する等の措  
592 置を講じて差し支えないものとする。

593 苦情の申出の窓口、申出ができる者、対象の工事その他  
594 苦情の処理手続、体制等については、各省各庁の長等にお  
595 いてあらかじめ明確に定め、これを公表するものとする。

596 なお、政府調達に関する協定の対象となる公共工事につ  
597 いては、別途、苦情処理手続が定められているので、それ  
598 によるものとする。

### 600 3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除 601 の徹底に関する事項

#### 603 (1) 談合情報等への適切な対応に関すること

604 法第10条は、各省各庁の長等に対し、入札及び契約に  
605 関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭  
606 和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3  
607 条又は第8条第1号の規定に違反する行為があると疑うに  
608 足りる事実があるときは、公正取引委員会に通知しなけれ  
609 ばならないこととしている。これは、不正行為の疑いがある  
610 場合に発注者がこれを見過ごすことなく毅然とした対応  
611 を行うことによって、発生した不正行為に対する処分の実  
612 施を促すとともに、再発の防止を図ろうとするものである。

加えて、手続の透明性を一層高めるため、これらの説明  
等に不服のある場合にさらに苦情を処理できるとすべき  
であり、必要に応じて各省各庁の長等において第三者機  
関の活用等中立・公正に苦情処理を行う仕組みを整備する  
ものとする。この場合においては、入札及び契約について  
審査等を行う入札監視委員会等の第三者機関を活用するこ  
とが適切である。

苦情処理の対象となる公共工事の範囲については、でき  
る限り幅広くすることが適切であるが、不良・不適格業者  
による苦情の申出の濫用を排除するため、苦情処理の仕組  
みの整備の趣旨を踏まえた上で、いたずらに苦情申出の道  
を狭めることとならないよう配慮しつつ、苦情処理の対象  
となる工事について限定し、又は手続を簡略化する等の措  
置を講じて差し支えないものとする。

苦情の申出の窓口、申出ができる者、対象の工事その他  
苦情の処理手続、体制等については、各省各庁の長等にお  
いてあらかじめ明確に定め、これを公表するものとする。

なお、政府調達に関する協定の対象となる公共工事につ  
いては、別途、苦情処理手続が定められているので、それ  
によるものとする。

### 3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除 の徹底に関する事項

#### (1) 談合情報等への適切な対応に関すること

法第10条は、各省各庁の長等に対し、入札及び契約に  
関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭  
和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3  
条又は第8条第1号の規定に違反する行為があると疑うに  
足りる事実があるときは、公正取引委員会に通知しなけれ  
ばならないこととしている。これは、不正行為の疑いがある  
場合に発注者がこれを見過ごすことなく毅然とした対応  
を行うことによって、発生した不正行為に対する処分の実  
施を促すとともに、再発の防止を図ろうとするものである。

613 各省各庁の長等は、その職員に対し、法の趣旨の徹底を図  
614 り、適切な対応に努めるものとする。その際、例えば、法  
615 **第13条第1項**に基づく入札金額の内訳の確認を行うとと  
616 もに、入札結果の事後的・統計的分析を活用するなど入札  
617 執行時及び入札後の審査内容の充実・改善に努めるもの  
618 とする。

619 各省各庁の長等は、法第10条の規定に基づく公正取引  
620 委員会への通知義務の適切な実施のために、談合情報を得  
621 た場合等の前記違反行為があると疑うに足りる事実がある  
622 ときの取扱いについてあらかじめ要領を策定し、職員に周  
623 知徹底するとともに、これを公表するものとする。要領に  
624 においては、談合情報を得た場合等の前記違反行為があると  
625 疑うに足りる事実があるときにおける内部での連絡・報告  
626 手順、公正取引委員会への通知の手順並びに通知の事実及  
627 びその内容の開示のあり方、事実関係が確認された場合の  
628 入札手続の取扱い（談合情報対応マニュアル）等について  
629 定めるものとする。なお、これらの手順を定めるに当たっ  
630 ては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留  
631 意するものとする。

632  
633 (2) 一括下請負等建設業法違反への適切な対応に関すること

634 法第11条は、各省各庁の長等に対し、入札及び契約に  
635 関し、同条第1号又は第2号に該当すると疑うに足りる事  
636 実があるときは、建設業許可行政庁等に通知しなければな  
637 らないこととしている。これは、不正行為の疑いがある場  
638 合に発注者がこれを見過ごすことなく毅然とした対応を行  
639 うことによって、発生した不正行為に対する処分の実施を  
640 促すとともに、再発の防止を図ろうとするものである。建  
641 設業許可行政庁等において、建設業法（**昭和24年法律第**  
642 **100号**）に基づく処分やその公表等を厳正に実施すると  
643 とともに、各省各庁の長等において、その職員に対し、法  
644 の趣旨の徹底を図り、適切な対応に努めるものとする。

645 各省各庁の長等は、法第11条の規定に基づく建設業許  
646 可行政庁等への通知義務の適切な実施のために、現場の施

各省各庁の長等は、その職員に対し、法の趣旨の徹底を図  
り、適切な対応に努めるものとする。その際、例えば、法  
第13条に基づく入札金額の内訳の確認を行うとともに、  
入札結果の事後的・統計的分析を活用するなど入札執行時  
及び入札後の審査内容の充実・改善に努めるものとする。

各省各庁の長等は、法第10条の規定に基づく公正取引  
委員会への通知義務の適切な実施のために、談合情報を得  
た場合等の前記違反行為があると疑うに足りる事実がある  
ときの取扱いについてあらかじめ要領を策定し、職員に周  
知徹底するとともに、これを公表するものとする。要領に  
においては、談合情報を得た場合等の前記違反行為があると  
疑うに足りる事実があるときにおける内部での連絡・報告  
手順、公正取引委員会への通知の手順並びに通知の事実及  
びその内容の開示のあり方、事実関係が確認された場合の  
入札手続の取扱い（談合情報対応マニュアル）等について  
定めるものとする。なお、これらの手順を定めるに当たっ  
ては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留  
意するものとする。

(2) 一括下請負等建設業法違反への適切な対応に関すること

法第11条は、各省各庁の長等に対し、入札及び契約に  
関し、同条第1号又は第2号に該当すると疑うに足りる事  
実があるときは、建設業許可行政庁等に通知しなければな  
らないこととしている。これは、不正行為の疑いがある場  
合に発注者がこれを見過ごすことなく毅然とした対応を行  
うことによって、発生した不正行為に対する処分の実施を  
促すとともに、再発の防止を図ろうとするものである。建  
設業許可行政庁等において、建設業法に基づく処分やその  
公表等を厳正に実施するとともに、各省各庁の長等におい  
て、その職員に対し、法の趣旨の徹底を図り、適切な対応  
に努めるものとする。

各省各庁の長等は、法第11条の規定に基づく建設業許  
可行政庁等への通知義務の適切な実施のために、現場の施

647 工体制の把握のための要領を策定し、公表するとともに、  
648 それに従って点検等を行うほか、一括下請負等建設業法違  
649 反の防止の観点から、建設業許可行政庁との情報交換等の  
650 連携を図るものとする。

651 (3) 不正行為の排除のための捜査機関等との連携に関するこ  
652 と

653 入札及び契約に関する不正行為に関しては、法第10条  
654 及び第11条に定めるもののほか、各省各庁の長等は、そ  
655 の内容に応じて警察本部その他の機関に通知するなどの連  
656 携を確保するものとする。

657 (4) 不正行為が起きた場合の厳正な対応に関すること

658 公共工事の入札及び契約に関する談合や贈収賄、一括下  
659 請負といった不正行為については、刑法（明治40年法律  
660 第45号）、独占禁止法、建設業法等において、罰則や行政  
661 処分が定められている。建設業許可行政庁等において、建  
662 設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施すること  
663 と併せて、各省各庁の長等による指名停止についても、公共  
664 工事の適正な執行を確保するとともに、不正行為に対する  
665 発注者の毅然とした姿勢を明確にし、再発防止を図る観点  
666 から厳正に運用するものとする。

667 特に、大規模・組織的な談合であって悪質性が際立っ  
668 ている場合において、その態様に応じた厳格な指名停止措  
669 置を講ずるものとする。また、独占禁止法違反行為に対する  
670 指名停止に当たり、課徴金減免制度の適用があるときは、  
671 これを考慮した措置に努めるものとする。

672 指名停止については、その恣意性を排除し客観的な実施  
673 を担保するため、各省各庁の長等は、あらかじめ、指名停  
674 止基準を策定し、これを公表するものとする。また、当該  
675 基準については、原因事由の悪質さの程度や情状、結果の  
676 重大性などに応じて適切な期間が設定されるよう、必要に  
677 応じ、適宜見直すものとする。指名停止を行った場合にお  
678 いては、当該指名停止を受けた者の商号又は名称、指名停  
679  
680

工体制の把握のための要領を策定し、公表するとともに、  
それに従って点検等を行うほか、一括下請負等建設業法(昭  
和24年法律第100号)違反の防止の観点から、建設業  
許可行政庁との情報交換等の連携を図るものとする。

(3) 不正行為の排除のための捜査機関等との連携に関するこ  
と

入札及び契約に関する不正行為に関しては、法第10条  
及び第11条に定めるもののほか、各省各庁の長等は、そ  
の内容に応じて警察本部その他の機関に通知するなどの連  
携を確保するものとする。

(4) 不正行為が起きた場合の厳正な対応に関すること

公共工事の入札及び契約に関する談合や贈収賄、一括下  
請負といった不正行為については、刑法（明治40年法律  
第45号）、独占禁止法、建設業法等において、罰則や行政  
処分が定められている。建設業許可行政庁等において、建  
設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施すること  
と併せて、各省各庁の長等による指名停止についても、公共  
工事の適正な執行を確保するとともに、不正行為に対する  
発注者の毅然とした姿勢を明確にし、再発防止を図る観点  
から厳正に運用するものとする。

特に、大規模・組織的な談合であって悪質性が際立っ  
ている場合において、その態様に応じた厳格な指名停止措  
置を講ずるものとする。また、独占禁止法違反行為に対する  
指名停止に当たり、課徴金減免制度の適用があるときは、  
これを考慮した措置に努めるものとする。

指名停止については、その恣意性を排除し客観的な実施  
を担保するため、各省各庁の長等は、あらかじめ、指名停  
止基準を策定し、これを公表するものとする。また、当該  
基準については、原因事由の悪質さの程度や情状、結果の  
重大性などに応じて適切な期間が設定されるよう、必要に  
応じ、適宜見直すものとする。指名停止を行った場合にお  
いては、当該指名停止を受けた者の商号又は名称、指名停

681 止の期間及び理由等の必要な事項を公表するものとする。  
682 なお、未だ指名停止措置要件には該当していないにもかかわらず、  
683 指名停止措置要件に該当する疑いがあるという判断のみをもって事実上の指名回避を行わないようにするものとする。また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）に基づき、競争参加資格を取り消し、一定の期間これを付与しないことについても、談合等の不正行為の再発防止を徹底する観点から、できる限り行うよう努めるものとする。

690 入札談合については、談合の再発防止を図る観点から、  
691 各省各庁の長等は、談合があった場合における請負者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約すること（違約金特約条項）等により、その不正行為の結果として被った損害額の賠償の請求に努めるものとする。なお、この違約金特約条項の設定に当たっては、裁判例等を基準として、合理的な根拠に基づく適切な金額を定めなければならないことに留意する。

#### 699 (5) 談合に対する発注者の関与の防止に関すること

700 公共工事は、国民の税金を原資として行われるものであることから、とりわけ公共工事の入札及び契約の事務に携わる職員が談合に関与することはあってはならないことであり、各省各庁の長等は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとする。

707 併せて、各省各庁の長等は、法及び適正化指針に基づく入札及び契約の透明性を向上させることや、情報管理を徹底すること、予定価格の作成時期を入札書の提出後とするなど外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続やこれらの行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入すること等により不正行為の発生しにくい環境の整備を進めるものとする。併せて、その職員に対し、公共工事の入札及び契

止の期間及び理由等の必要な事項を公表するものとする。  
なお、未だ指名停止措置要件には該当していないにもかかわらず、指名停止措置要件に該当する疑いがあるという判断のみをもって事実上の指名回避を行わないようにするものとする。また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）に基づき、競争参加資格を取り消し、一定の期間これを付与しないことについても、談合等の不正行為の再発防止を徹底する観点から、できる限り行うよう努めるものとする。

入札談合については、談合の再発防止を図る観点から、各省各庁の長等は、談合があった場合における請負者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約すること（違約金特約条項）等により、その不正行為の結果として被った損害額の賠償の請求に努めるものとする。なお、この違約金特約条項の設定に当たっては、裁判例等を基準として、合理的な根拠に基づく適切な金額を定めなければならないことに留意する。

#### (5) 談合に対する発注者の関与の防止に関すること

公共工事は、国民の税金を原資として行われるものであることから、とりわけ公共工事の入札及び契約の事務に携わる職員が談合に関与することはあってはならないことであり、各省各庁の長等は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとする。

併せて、各省各庁の長等は、法及び適正化指針に基づく入札及び契約の透明性を向上させることや、情報管理を徹底すること、予定価格の作成時期を入札書の提出後とするなど外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続やこれらの行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入すること等により不正行為の発生しにくい環境の整備を進めるものとする。併せて、その職員に対し、公共工事の入札及び契

715 約に関する法令等に関する知識を習得させるための教育、  
716 研修等を適切に行うものとする。

717 また、刑法又は独占禁止法に違反する行為については、  
718 発注する側も共犯として処罰され得るものであることから、  
719 各省各庁の長等は、警察本部、公正取引委員会等との連携  
720 の下に、不正行為の発生に際しては、厳正に対処するもの  
721 とする。

722  
723 4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施  
724 工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項

725  
726 (1) 適正な予定価格の設定に関すること

727 ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、  
728 公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、  
729 安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保  
730 に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事を実施する  
731 者が適正な利潤を確保できず、ひいては建設業の若年入  
732 職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及  
733 び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するもので  
734 あることから、これを防止するとともに、適正な金額で契  
735 約を締結することが必要である。そのためには、まず、予  
736 定価格が適正に設定される必要がある。このため、予定価  
737 格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計  
738 書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における  
739 労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、  
740 建設発生土等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、  
741 法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対  
742 する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、  
743 災害協定に基づき発注者がその実施を要請する災害応急対  
744 策工事等に係る当該災害応急対策工事等に従事する者の業  
745 務上の負傷等に対する補償及び当該災害応急対策工事等の  
746 実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担  
747 保するための保険契約の保険料、労働安全衛生法令に基づ  
748 き安全衛生を確保するために必要な経費、建設業退職金共

約に関する法令等に関する知識を習得させるための教育、  
研修等を適切に行うものとする。

また、刑法又は独占禁止法に違反する行為については、  
発注する側も共犯として処罰され得るものであることから、  
各省各庁の長等は、警察本部、公正取引委員会等との連携  
の下に、不正行為の発生に際しては、厳正に対処するもの  
とする。

4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施  
工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項

(1) 適正な予定価格の設定に関すること

ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、  
公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、  
安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保  
に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事を実施する  
者が適正な利潤を確保できず、ひいては建設業の若年入  
職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及  
び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するもので  
あることから、これを防止するとともに、適正な金額で契  
約を締結することが必要である。そのためには、まず、予  
定価格が適正に設定される必要がある。このため、予定価  
格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計  
書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における  
労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、  
建設発生土等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、  
法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対  
する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料  
等、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積  
算を行うものとする。また、予定価格に起因した入札不調  
・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工  
事と同種、類似の工事で入札不調・不落が生じているとき、  
災害により通常積算の方法によっては適正な予定価格の  
算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、

品確法第7条第1項第1号

品確法第7条第1項第2号

749 済制度の掛金等、実際の施工に要する通常妥当な経費につ  
750 いて適正な積算を行うものとする。また、公共工物品質確  
751 保法第7条第1項第2号に規定される総合的に価値の最も  
752 高い資材等を採用する場合には、これに必要な費用を適切  
753 に反映した積算を行うとともに、脱炭素化に向けた技術又  
754 は工夫が活用されるようにも適切に配慮する必要がある。

755 予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付する  
756 ときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事に入札  
757 不調・不落が生じているとき、災害その他の特別な事情に  
758 より通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が  
759 困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札  
760 に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見  
761 積書を徴すること、週休2日の確保等の必要性に鑑み、実  
762 態を踏まえた補正を行うこと等も含め、必要となる経費を  
763 適正に計上することその他の方法により積算を行うことに  
764 より、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を  
765 締結するよう努めるものとする。加えて、当該積算におい  
766 て適切に反映した法定福利費に相当する額が請負契約にお  
767 いて適正に計上されるよう、公共工事標準請負契約約款（昭  
768 和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に沿っ  
769 た契約約款に基づき、受注者に対し法定福利費を内訳明示  
770 した請負代金の内訳書を提出させ、当該積算と比較し、法  
771 定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認  
772 するよう努めるものとする。なお、この適正な積算に基づ  
773 く設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、  
774 公共工物品質確保法第7条第1項第1号の規定に違反する  
775 こと、予定価格が予算決算及び会計令や財務規則等により  
776 取引の実例価格等を考慮して定められるべきものとされて  
777 いること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来  
778 すとともに、建設業の健全な発達を阻害するおそれがある  
779 ことから、これを行わないものとする。

781 (2) 入札金額の内訳書の提出に関すること

782 公共工事の入札に際しては、見積能力のないような不良

入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部  
の見積書を徴することその他の方法により積算を行うこと  
により、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約  
を締結するよう努めるものとする。加えて、当該積算にお  
いて適切に反映した法定福利費に相当する額が請負契約に  
ついて適正に計上されるよう、公共工事標準請負契約約款  
（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に  
沿った契約約款に基づき、受注者に対し法定福利費を内訳  
明示した請負代金の内訳書を提出させ、当該積算と比較し、  
法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確  
認するよう努めるものとする。なお、この適正な積算に基  
づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについて  
は、公共工物品質確保法第7条第1項第1号の規定に違反  
すること、予定価格が予算決算及び会計令や財務規則等  
により取引の実例価格等を考慮して定められるべきものとさ  
れていること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障  
を来すと同時に、建設業の健全な発達を阻害するおそれが  
あることから、これを行わないものとする。

(2) 入札金額の内訳書の提出に関すること

公共工事の入札に際しては、見積能力のないような不良

品確法3条第14項

品確法第7条第1項第3号

783 ・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為や  
784 ダンピング受注の防止を図る観点から、各省各庁の長等は、  
785 法第12条に基づき、入札に参加しようとする者に対して、  
786 対象となる工事に係る入札金額と併せてその内訳を提出さ  
787 せるものとする。

788 また、各省各庁の長等は、談合等の不正行為やダンピング  
789 受注が疑われる場合には、法第13条第1項に基づき、  
790 入札金額の内訳を適切に確認するものとする。

791  
792 (3) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関す  
793 ること

794 各省各庁の長等においては、低入札価格調査制度又は最  
795 低制限価格制度を導入し、低入札価格調査の基準価格又は  
796 最低制限価格を適切な水準で設定するなど制度の適切な活  
797 用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図るも  
798 のとする。この場合、政府調達に関する協定の対象工事  
799 における入札及び総合評価落札方式による入札については最  
800 低制限価格制度は活用できないこととされていることに留  
801 意するものとする。

802 低入札価格調査制度は、入札の結果、契約の相手方とな  
803 るべき者の申込みの価格によっては、その者により契約の  
804 内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると  
805 認められる場合において、そのおそれがあるかどうかにつ  
806 いて調査を行うものである。その実施に当たっては、入札  
807 参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公  
808 共工事の品質の確保の徹底の観点から、当該調査に加え、  
809 受注者として不可避な費用をもとに、落札率（予定価格に  
810 対する契約価格の割合）と工事成績との関係についての調  
811 査実績等も踏まえて、適宜、低入札価格調査の基準価格  
812 を見直すとともに、あらかじめ設定した低入札価格調査の基  
813 準価格を下回った金額で入札した者に対して、法第12条  
814 に基づき提出された内訳書を活用しながら、次に掲げる事  
815 項等の調査を適切に行うこと、一定の価格を下回る入札を  
816 失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用する

・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為や  
ダンピング受注の防止を図る観点から、各省各庁の長等は、  
法第12条に基づき、入札に参加しようとする者に対して、  
対象となる工事に係る入札金額と併せてその内訳を提出さ  
せるものとする。

また、各省各庁の長等は、談合等の不正行為やダンピング  
受注が疑われる場合には、法第13条に基づき、入札金  
額の内訳を適切に確認するものとする。

(3) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関す  
ること

各省各庁の長等においては、低入札価格調査制度又は最  
低制限価格制度を導入し、低入札価格調査基準又は最低制  
限価格を適切な水準で設定するなど制度の適切な活用を徹  
底することにより、ダンピング受注の排除を図るものとし  
る。この場合、政府調達に関する協定の対象工事における  
入札及び総合評価落札方式による入札については最低制限  
価格制度は活用できないこととされていることに留意する  
ものとする。

低入札価格調査制度は、入札の結果、契約の相手方とな  
るべき者の申込みの価格によっては、その者により契約の  
内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると  
認められる場合において、そのおそれがあるかどうかにつ  
いて調査を行うものである。その実施に当たっては、入札  
参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公  
共工事の品質の確保の徹底の観点から、当該調査に加え、  
受注者として不可避な費用をもとに、落札率（予定価格に  
対する契約価格の割合）と工事成績との関係についての調  
査実績等も踏まえて、適宜、調査基準価格を見直すととも  
に、あらかじめ設定した調査基準価格を下回った金額で入  
札した者に対して、法第12条に基づき提出された内訳書  
を活用しながら、次に掲げる事項等の調査を適切に行うこ  
と、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格  
基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を

とともに、その価格水準を低入札価格調査の基準価格に近づけ、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保するものとする。

イ 当該入札価格で入札した理由は何か

ロ 当該入札価格で対象となる公共工事の適切な施工が可能か

ハ 設計図書で定めている仕様及び数量となっていること、契約内容に適合した履行の確保の観点から、資材単価、労務単価、下請代金の設定が不適切なものでないこと、安全対策が十分であること等見積書又は内訳書の内容に問題はないか

ニ 手持工事の状況等からみて技術者が適正に配置されることとなるか

ホ 手持資材の状況、手持機械の状況等は適切か

ヘ 労働者の確保計画及び配置予定は適切か

ト 建設副産物の搬出予定は適切か

チ 過去に施工した公共工事は適切に行われたか、特に、過去にも低入札価格調査の基準価格を下回る価格で受注した工事がある場合、当該工事が適切に施工されたか

リ 経営状況、信用状況に問題はないか

また、各省各庁の長等は、低入札価格調査の基準価格を下回る価格により落札した者と契約を締結したときは、重点的な監督・検査等により適正な施工の確保を図るとともに、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、工事の安全性の低下等の防止の観点から建設業許可行政庁が行う下請企業を含めた建設業者への立入調査との連携を図るものとする。さらに、適正な施工への懸念が認められる場合等には、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引き上げ等の措置を積極的に進めるものとする。

これらの低入札価格調査制度については、低入札価格調査の基準価格の設定、調査の内容、監督及び検査の強化等の手続の流れやその具体的内容についての要領をあらかじめ作成し、これを公表するとともに、低入札価格調査を実

低入札価格調査の基準価格に近づけ、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保するものとする。

イ 当該入札価格で入札した理由は何か

ロ 当該入札価格で対象となる公共工事の適切な施工が可能か

ハ 設計図書で定めている仕様及び数量となっていること、契約内容に適合した履行の確保の観点から、資材単価、労務単価、下請代金の設定が不適切なものでないこと、安全対策が十分であること等見積書又は内訳書の内容に問題はないか

ニ 手持工事の状況等からみて技術者が適正に配置されることとなるか

ホ 手持資材の状況、手持機械の状況等は適切か

ヘ 労働者の確保計画及び配置予定は適切か

ト 建設副産物の搬出予定は適切か

チ 過去に施工した公共工事は適切に行われたか、特に、過去にも低入札価格調査基準価格を下回る価格で受注した工事がある場合、当該工事が適切に施工されたか

リ 経営状況、信用状況に問題はないか

また、各省各庁の長等は、低入札価格調査の基準価格を下回る価格により落札した者と契約を締結したときは、重点的な監督・検査等により適正な施工の確保を図るとともに、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、工事の安全性の低下等の防止の観点から建設業許可行政庁が行う下請企業を含めた建設業者への立入調査との連携を図るものとする。さらに、適正な施工への懸念が認められる場合等には、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引き上げ等の措置を積極的に進めるものとする。

これらの低入札価格調査制度については、調査基準価格の設定、調査の内容、監督及び検査の強化等の手続の流れやその具体的内容についての要領をあらかじめ作成し、これを公表するとともに、低入札価格調査を実施した工事に

851 施した工事に係る調査結果の概要を原則として公表するな  
852 ど、透明性、公正性の確保に努めるものとする。また、最  
853 低制限価格制度についても、地方公共団体の長は最低制限  
854 価格の設定等についての要領をあらかじめ作成し、これを  
855 公表するなど、低入札価格調査制度に準じた対応に努める  
856 ものとする。

857  
858 (4) 入札契約手続における発注者・受注者間の対等性の確保  
859 に関すること

860 不採算工事の受注強制などは建設業法第19条の3に違  
861 反するおそれがあり、行ってはならない行為であり、入札  
862 辞退の自由の確保等受注者との対等な関係の確立に努める  
863 ものとする。

864  
865 (5) 低入札価格調査の基準価格等の公表時期に関すること

866 低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場  
867 合における当該価格については、これを入札前に公表する  
868 と、当該価格近傍へ入札が誘導されるとともに、入札価格  
869 が同額の入札者間のくじ引きによる落札等が増加する結  
870 果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注す  
871 る事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力によ  
872 る競争を損ねる弊害が生じうることから、入札の前には公  
873 表しないものとする。

874 予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が  
875 目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになる  
876 こと、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が  
877 容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準  
878 価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に  
879 公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題が  
880 あることから、入札の前には公表しないものとする。なお、  
881 地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する  
882 法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分  
883 検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱う  
884 ものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取

に係る調査結果の概要を原則として公表するなど、透明性、  
公正性の確保に努めるものとする。

(4) 入札契約手続における発注者・受注者間の対等性の確保  
に関すること

不採算工事の受注強制などは建設業法第19条の3に違  
反するおそれがあり、行ってはならない行為であり、入札  
辞退の自由の確保等受注者との対等な関係の確立に努める  
ものとする。

(5) 低入札価格調査の基準価格等の公表時期に関すること

低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場  
合における当該価格については、これを入札前に公表する  
と、当該価格近傍へ入札が誘導されるとともに、入札価格  
が同額の入札者間のくじ引きによる落札等が増加する結  
果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注す  
る事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力によ  
る競争を損ねる弊害が生じうることから、入札の前には公  
表しないものとする。

予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が  
目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになる  
こと、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が  
容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準  
価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に  
公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題が  
あることから、入札の前には公表しないものとする。なお、  
地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する  
法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分  
検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱う  
ものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取

りやめを含む適切な対応を行うものとする。

なお、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底するものとする。

#### 5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

##### (1) 公共工事の施工に必要な工期の確保を図るための方策に関すること

工事の施工に当たっては、用地取得や建築確認等の準備段階から、施工段階、工事の完成検査や仮設工作物の撤去といった後片付け段階まで各工程ごとに考慮されるべき事項があり、根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながる事となり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。

公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。

また、公共工物品質確保法第7条第1項第11号においても、公共工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期を設定することが発注者の責務とされているところである。

そのため、工期の設定に当たっては、工期に関する基準(令和2年7月20日中央建設業審議会決定・勧告)に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮

りやめを含む適切な対応を行うものとする。

なお、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底するものとする。

#### 5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

##### (1) 公共工事の施工に必要な工期の確保を図るための方策に関すること

工事の施工に当たっては、用地取得や建築確認等の準備段階から、施工段階、工事の完成検査や仮設工作物の撤去といった後片付け段階まで各工程ごとに考慮されるべき事項があり、根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながる事となり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。

公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。

また、公共工物品質確保法第7条第1項第6号においても、公共工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期を設定することが発注者の責務とされているところである。

そのため、工期の設定に当たっては、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮するものとする。

工期に関する基準

919 するとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）に  
920 定められた労使協定を結ぶ場合でも上回ることをできない  
921 罰則付きの時間外労働の上限規制（以下「時間外労働規制」  
922 という。）の遵守を前提とした適正な工期を確保するものと  
923 する。

- 924 イ 公共工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝
- 925 日、年末年始及び夏季休暇）
- 926 ロ 建設業者が施工に先立って行う、労務・資機材の調
- 927 達、現地調査等、現場事務所の設置等の準備期間
- 928 ハ 工事完成後の自主検査、清掃等を含む後片付け期間
- 929 ニ 降雨日、猛暑日、降雪・出水期等の作業不能日数
- 930 ホ 用地取得や建築確認、道路管理者との調整等、工事
- 931 着手前に発注者が対応すべき事項がある場合には、そ
- 932 の手続に要する期間
- 933 ヘ 過去の同種類似工事において当初の見込みよりも長
- 934 い工期を要した実績が多いと認められる場合には、当
- 935 該工期の実績

936 加えて、各省各庁の長等は、週休2日工事の確実な実施  
937 やその対象工事の拡大に努めるものとする。

939 (2) 地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るため  
940 の方策に関すること

941 公共工事については、年度初めに工事量が少なくなる一  
942 方、年度末には工事量が多くなる傾向にある。工事量の偏  
943 りが生じることで、工事の閑散期には、仕事が不足し、公  
944 共工事に従事する者の収入が減る可能性が懸念される一方、  
945 繁忙期には、仕事量が集中することになり、公共工事に従  
946 事する者において長時間労働や休日の取得しにくさ等につ  
947 ながることが懸念される。また、資材、機材等についても、  
948 閑散期には余剰が生じ、繁忙期には需要が高くなることに  
949 よって円滑な調達が困難となる等の弊害が見受けられると  
950 ころである。

951 公共工事の施工の時期の平準化が図られることは、年間  
952 を通じた工事量が安定することで公共工事に従事する者の

品確法第3条第9項

- イ 公共工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝
- 日、年末年始及び夏季休暇）
- ロ 建設業者が施工に先立って行う、労務・資機材の調
- 達、現地調査等、現場事務所の設置等の準備期間
- ハ 工事完成後の自主検査、清掃等を含む後片付け期間
- ニ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数
- ホ 用地取得や建築確認、道路管理者との調整等、工事
- 着手前に発注者が対応すべき事項がある場合には、そ
- の手続に要する期間
- ヘ 過去の同種類似工事において当初の見込みよりも長
- い工期を要した実績が多いと認められる場合には、当
- 該工期の実績

工期に関する基準

品確法第3条第9項

(2) 地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るため  
の方策に関すること

公共工事については、年度初めに工事量が少なくなる一  
方、年度末には工事量が多くなる傾向にある。工事量の偏  
りが生じることで、工事の閑散期には、仕事が不足し、公  
共工事に従事する者の収入が減る可能性が懸念される一方、  
繁忙期には、仕事量が集中することになり、公共工事に従  
事する者において長時間労働や休日の取得しにくさ等につ  
ながることが懸念される。また、資材、機材等についても、  
閑散期には余剰が生じ、繁忙期には需要が高くなることに  
よって円滑な調達が困難となる等の弊害が見受けられると  
ころである。

公共工事の施工の時期の平準化が図られることは、年間  
を通じた工事量が安定することで公共工事に従事する者の

953 処遇改善や、人材、資材、機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化、工期に関する基準に基づく時間外労働規制を遵守した適正な工期の確保等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。

954  
955  
956  
957 このため、計画的に発注を行うとともに、他の発注者との連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定など次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずることにより、閑散期における工事量を確保するとともに、繁忙期の解消を図り、施工の時期の平準化を図るものとする。

958  
959  
960  
961  
962  
963  
964 ①債務負担行為の活用

965  
966 出水期その他の事由により年度当初に施工する必要がある工事のみならず、工期が1年に満たない工事についても、債務負担行為を積極的に活用し、翌年度にわたる工期の設定を行う。

967  
968  
969  
970 ②柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

971  
972 発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手型の余裕期間制度等を活用し、工期の設定や施工の時期の選択を柔軟にする。

973  
974 ③速やかな繰越手続（繰越明許費の活用）

975  
976 用地取得等により工期の遅れが生じた場合、工事を実施する中で設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合などにおいて設計図書の変更の必要が生じた結果、年度内に工事が終わらないと見込まれるときは、その段階で速やかに繰越明許費を活用する手続を開始し、翌年度にわたる工期の設定を行う。

977  
978  
979  
980 ④積算の前倒し

981  
982 債務負担行為を活用しない工事であって、年度当初に発注手続を行うものについては、速やかに発注手続を開始できるよう、発注年度の前年度のうちに設計及び積算を完了させる。

983  
984  
985  
986 ⑤早期執行のための目標設定

953 処遇改善や、人材、資材、機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。

954  
955  
956  
957 このため、計画的に発注を行うとともに、他の発注者との連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定など次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずることにより、施工の時期の平準化を図るものとする。

958  
959  
960  
961  
962  
963  
964 ①債務負担行為の活用

965  
966 出水期その他の事由により年度当初に施工する必要がある工事のみならず、工期が1年に満たない工事についても、債務負担行為を積極的に活用し、翌年度にわたる工期の設定を行う。

967  
968  
969  
970 ②柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

971  
972 発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手型の余裕期間制度等を活用し、工期の設定や施工の時期の選択を柔軟にする。

973  
974 ③速やかな繰越手続（繰越明許費の活用）

975  
976 用地取得等により工期の遅れが生じた場合、工事を実施する中で設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合などにおいて設計図書の変更の必要が生じた結果、年度内に工事が終わらないと見込まれるときは、その段階で速やかに繰越明許費を活用する手続を開始し、翌年度にわたる工期の設定を行う。

977  
978  
979  
980 ④積算の前倒し

981  
982 債務負担行為を活用しない工事であって、年度当初に発注手続を行うものについては、速やかに発注手続を開始できるよう、発注年度の前年度のうちに設計及び積算を完了させる。

983  
984  
985  
986 ⑤早期執行のための目標設定

4月から6月までにおける工事稼働件数や工事稼働金

ピークカット

987 4月から6月までにおける工事稼働件数や工事稼働金額等の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施  
988 する。  
989

990 また、地方公共団体においては、公共工事品質確保法第  
991 30条の規定に基づき、施工の時期の平準化の推進に向け、  
992 入札及び契約担当部局、工事实施担当部局、財政担当部局  
993 その他の関係部局の相互の緊密な連携を確保するものとする。  
994

995  
996 (3) 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事  
997 の施工状況の評価の方策に関すること

998 各省各庁の長等は、契約の適正な履行の確保、給付の完了の確認に加えて、受注者の適正な選定の確保を図るため、  
999 その発注に係る公共工事について、原則として技術検査や  
1000 工事の施工状況の評価（工事成績評定）を行うものとする。  
1001 技術検査に当たっては、工事の施工状況の確認を充実させ、  
1002 施工の節目において適切に実施し、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。工事成績評定に当たっては、公共工事の品質を確保する観点から、施工段階での手抜きや粗雑工事に対して厳正に対応するとともに、受注者がその技術力をいかして施工を効率的に行った場合等については積極的な評価を行うものとする。また、公共工事の検査並びに施工状況の確認及び評価に当たっては、情報通信技術の活用を通じて生産性の向上を図るとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工事が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めるものとする。

1015 工事成績評定が、評価を行う者によって大きな差を生じることがないように、各省各庁の長等は、あらかじめ工事成績評定について要領を定め、評価を行う者に徹底するとともに、これを公表するものとする。また、工事成績評定の結果については、工事を行った受注者に対して通知するとともに、原則として公表するものとする。さらに、工事成

額等の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施する。

(3) 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関すること

各省各庁の長等は、契約の適正な履行の確保、給付の完了の確認に加えて、受注者の適正な選定の確保を図るため、その発注に係る公共工事について、原則として技術検査や工事の施工状況の評価（工事成績評定）を行うものとする。技術検査に当たっては、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。工事成績評定に当たっては、公共工事の品質を確保する観点から、施工段階での手抜きや粗雑工事に対して厳正に対応するとともに、受注者がその技術力をいかして施工を効率的に行った場合等については積極的な評価を行うものとする。また、公共工事の検査並びに施工状況の確認及び評価に当たっては、情報通信技術の活用を通じて生産性の向上を図るとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工事が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めるものとする。

工事成績評定が、評価を行う者によって大きな差を生じることがないように、各省各庁の長等は、あらかじめ工事成績評定について要領を定め、評価を行う者に徹底するとともに、これを公表するものとする。また、工事成績評定の結果については、工事を行った受注者に対して通知するとともに、原則として公表するものとする。さらに、工事成

品確法第30条

1021 績評価の結果を発注者間において相互利用できるようにす  
1022 るため、可能な限り発注者間で工事成績評価の標準化に努  
1023 めるものとする。

1024 工事成績評価に対して苦情の申出があったときは、各省  
1025 各庁の長等は、苦情の申出を行った者に対して適切な説明  
1026 をするとともに、さらに不服のある者については、第三者  
1027 機関に対してさらに苦情申出ができることとする等他の入  
1028 札及び契約の過程に関するものと同様の苦情処理の仕組み  
1029 を整備することとする。

1030 なお、工事成績評価を行う公共工事の範囲については、  
1031 評価の必要性と評価に伴う事務負担等を勘案しつつ、でき  
1032 る限りその対象を拡げるものとする。

1033  
1034 (4) 適正な施工を確保するための発注者・受注者間の対等性  
1035 の確保に関すること

1036 公共工事の適正な施工を確保するためには、発注者と受  
1037 注者が対等な関係に立ち、責任関係を明確化していくこと  
1038 が重要であることから、現場の問題発生に対する迅速な対  
1039 応を図るとともに、地盤の状況に関する情報、建設発生土  
1040 の搬出先に関する情報その他の工事に必要な情報について、  
1041 設計図書において明示することなどにより、発注者、設計  
1042 者及び施工者等の関係者間での把握・共有等の取組を推進  
1043 するものとする。加えて、受注者が契約締結まで（競争入  
1044 札の場合は、落札者決定後から契約締結まで）に発注者に  
1045 通知する主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高  
1046 騰等の情報についても同様に関係者間での把握・共有等の  
1047 取組を推進するものとする。

1048 また、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の  
1049 状態が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者  
1050 が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計  
1051 図書に示されていない施工条件について予期することがで  
1052 きない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得  
1053 ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると  
1054 認められるときは、適切に設計図書の変更を行うものとす

績評価の結果を発注者間において相互利用できるようにす  
るため、可能な限り発注者間で工事成績評価の標準化に努  
めるものとする。

工事成績評価に対して苦情の申出があったときは、各省  
各庁の長等は、苦情の申出を行った者に対して適切な説明  
をするとともに、さらに不服のある者については、第三者  
機関に対してさらに苦情申出ができることとする等他の入  
札及び契約の過程に関するものと同様の苦情処理の仕組み  
を整備することとする。

なお、工事成績評価を行う公共工事の範囲については、  
評価の必要性と評価に伴う事務負担等を勘案しつつ、でき  
る限りその対象を拡げるものとする。

(4) 適正な施工を確保するための発注者・受注者間の対等性  
の確保に関すること

公共工事の適正な施工を確保するためには、発注者と受  
注者が対等な関係に立ち、責任関係を明確化していくこと  
が重要であることから、現場の問題発生に対する迅速な対  
応を図るとともに、地盤の状況に関する情報、建設発生土  
の搬出先に関する情報その他の工事に必要な情報について、  
設計図書において明示することなどにより、発注者、設計  
者及び施工者等の関係者間での把握・共有等の取組を推進  
するものとする。

また、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の  
状態が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者  
が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計  
図書に示されていない施工条件について予期することがで  
きない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得  
ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると  
認められるときは、適切に設計図書の変更を行うものとす

建設業法第20条の2第2項

1055 る。さらに、工事内容の変更が必要となり工事費用や工期  
1056 に変動が生じた場合や、労務及び資材等の価格の著しい変  
1057 動、資材等の納期遅れ等により工事費用や工期の変更が必  
1058 要となった場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に  
1059 確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約  
1060 約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、  
1061 この場合において、工期が翌年度にわたることとなったと  
1062 きは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ず  
1063 るものとする。

1064 なお、追加工事又は変更工事が発生したにもかかわらず  
1065 書面による変更契約を行わないことや、受注者に帰責事由  
1066 がないにもかかわらず追加工事等に要する費用を受注者に  
1067 一方的に負担させることは、建設業法第19条第2項又は  
1068 第19条の3に違反するおそれがあるため、これを行わな  
1069 いものとする。

1070 また、法第13条第2項において、各省各庁の長等は、  
1071 公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材  
1072 の価格の高騰等の事象が発生した場合において、公共工事  
1073 の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出た  
1074 ときは、誠実に当該協議に応じなければならないこととさ  
1075 れている。この場合における誠実な協議については、公共  
1076 工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき適切に対  
1077 応を行うことを前提とするものであるが、例えば、予算の  
1078 不足や過去の変更契約実績がないことを理由に協議に応じ  
1079 ないことは同項に違反するおそれがあるため、これを行わ  
1080 ないものとする。

1081 契約変更手続の透明・公正性の向上及び迅速化のため、  
1082 関係者が一堂に会して契約変更の妥当性等の審議を行う場  
1083 (設計変更審査会等)の設置・活用を図るとともに、設計  
1084 変更が可能となる場合やその手続等に関する指針(設計変  
1085 更ガイドライン)、公共工事標準請負契約約款に沿った契約  
1086 約款の市場における労務及び資材等の取引価格の変動に基  
1087 づく請負代金の額の変更に係る規定(いわゆるスライド条  
1088 項)の運用基準の策定・公表及びこれに基づいた適正な手

る。さらに、工事内容の変更が必要となり工事費用や工期  
に変動が生じた場合や、労務及び資材等の価格の著しい変  
動、資材等の納期遅れ等により工事費用や工期の変更が必  
要となった場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に  
確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約  
約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、  
この場合において、工期が翌年度にわたることとなったと  
きは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ず  
るものとする。

なお、追加工事又は変更工事が発生したにもかかわらず  
書面による変更契約を行わないことや、受注者に帰責事由  
がないにもかかわらず追加工事等に要する費用を受注者に  
一方的に負担させることは、建設業法第19条第2項又は  
第19条の3に違反するおそれがあるため、これを行わな  
いものとする。

契約変更手続の透明・公正性の向上及び迅速化のため、  
関係者が一堂に会して契約変更の妥当性等の審議を行う場  
(設計変更審査会等)の設置・活用を図るとともに、設計  
変更が可能となる場合やその手続等に関する指針(設計変  
更ガイドライン)の策定・公表及びこれに基づいた適正な  
手続の実施に努めるものとする。

入契法第13条第2項

品確法第7条第1項第13号

1089 続の実施に努めるものとする。

1090 (5) 施工体制の把握の徹底等に関すること

1092 公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われ  
1093 るようにするためには、工事の施工段階において契約の適  
1094 正な履行を確保するための監督及び検査を確実に行うこと  
1095 が重要である。特に、監督業務については、監理技術者の  
1096 **専任又は兼任の状況**等の把握の徹底を図るほか、現場の施  
1097 工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、そ  
1098 の発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるように  
1099 することが重要である。

1100 このため、各省各庁の長等は、監督及び検査についての  
1101 基準を策定し、公表するとともに、現場の施工体制の把握  
1102 を徹底するため、次に掲げる事項等を内容とする要領の策  
1103 定等により統一的な監督の実施に努めるものとする。

1104 イ 現場施工に着手するまでの期間や工事の完成後、検査  
1105 が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間  
1106 など監理技術者を専任で置く必要がない期間を除き、監  
1107 理技術者の専任制を徹底するため、工事施工前における  
1108 監理技術者資格者証の確認及び監理技術者の本人確認並  
1109 びに工事施工中における監理技術者が専任**又は兼任**で置  
1110 かれていることの点検を行うこと。

1111 ロ 現場の施工体制の把握のため、工事施工中における法  
1112 第15条第2項の規定により提出**等が**された施工体制台  
1113 帳及び同条第1項の規定により掲示される施工体系図に  
1114 基づき点検を行うこと。

1115 ハ その他元請業者の適切な施工体制の確保のため、工事  
1116 着手前における工事実績を記入した工事カルテの登録の  
1117 確認、工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示、労災  
1118 保険関係成立票の掲示、建設業退職金共済制度の適用を  
1119 受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲  
1120 示等の確認を行うこと。

1121 公共工事の適正な施工を確保するためには、元請業者だ  
1122 けではなく、下請業者についても適正な施工体制が確保さ

(5) 施工体制の把握の徹底等に関すること

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われ  
るようにするためには、工事の施工段階において契約の適  
正な履行を確保するための監督及び検査を確実に行うこと  
が重要である。特に、監督業務については、監理技術者の  
**専任制**等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適  
切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止  
し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重  
要である。

このため、各省各庁の長等は、監督及び検査についての  
基準を策定し、公表するとともに、現場の施工体制の把握  
を徹底するため、次に掲げる事項等を内容とする要領の策  
定等により統一的な監督の実施に努めるものとする。

イ 現場施工に着手するまでの期間や工事の完成後、検査  
が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間  
など監理技術者を専任で置く必要がない期間を除き、監  
理技術者の専任制を徹底するため、工事施工前における  
監理技術者資格者証の確認及び監理技術者の本人確認並  
びに工事施工中における監理技術者が専任で置かれてい  
ることの点検を行うこと。

ロ 現場の施工体制の把握のため、工事施工中における法  
第15条第2項の規定により提出された施工体制台帳及  
び同条第1項の規定により掲示される施工体系図に基  
づき点検を行うこと。

ハ その他元請業者の適切な施工体制の確保のため、工事  
着手前における工事実績を記入した工事カルテの登録の  
確認、工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示、労災  
保険関係成立票の掲示、建設業退職金共済制度の適用を  
受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲  
示等の確認を行うこと。

公共工事の適正な施工を確保するためには、元請業者だ  
けではなく、下請業者についても適正な施工体制が確保さ

建設業法第26条

1123 れていることが重要である。このため、各省各庁の長等に  
1124 においては、施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請  
1125 を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請業者に  
1126 対して適切な指導を行うものとする。なお、施工体制台帳  
1127 は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるも  
1128 のであり、公共工事については、法第15条第1項及び第  
1129 2項により、下請契約を締結する全ての工事について、そ  
1130 の作成が義務付けられるとともに、受注者が建設キャリア  
1131 アップシステム（CCUS）等のシステム（当該システム  
1132 とASP等の情報共有システムとの連携を行う場合も含む。  
1133 以下この節において同じ。）を活用することで、発注者が施  
1134 工体制を確認することができる場合を除き、発注者への写  
1135 しの提出が義務付けられている。各省各庁の長等は、施工  
1136 体制台帳の作成及び提出等を求めるとともに、粗雑工事の  
1137 誘発を生ずるおそれがある場合等工事の適正な施工を確保  
1138 するために必要な場合にこれを適切に活用するものとする。  
1139 また、各省各庁の長等は、元請業者の負担を軽減するため、  
1140 施工体制台帳の写しの提出に代えて、建設キャリアアップ  
1141 システム等のシステムの活用による施工体制の確認に努め  
1142 るものとする。

1143  
1144 (6) 適正な施工の確保のための情報通信技術の活用に関する  
1145 こと  
1146 公共工事の受注者による情報通信技術の活用は、例えば、  
1147 現場の施工体制の管理において、その適切な把握等に資す  
1148 るだけでなく、その下請業者も含む関係者の負担軽減にも  
1149 資するものである。また、公共工物品質確保法においても、  
1150 施工を含む各段階におけるデータの適切な引継ぎ及び効果  
1151 的な活用を含めた情報通信技術の活用等を通じた生産性の  
1152 向上が、基本理念に位置付けられている。公共工事の適正  
1153 な施工を確保し、生産性を向上するとともに、建設業の健  
1154 全な発達に向けた取組を公共工事から牽引するため、公共  
1155 工事における情報通信技術の活用を推進することが求めら  
1156 れる。

れていることが重要である。このため、各省各庁の長等に  
においては、施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請  
を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請業者に  
対して適切な指導を行うものとする。なお、施工体制台帳  
は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるも  
のであり、公共工事については、法第15条第1項及び第  
2項により、下請契約を締結する全ての工事について、そ  
の作成及び発注者への写しの提出が義務付けられたところ  
である。各省各庁の長等は、施工体制台帳の作成及び提出  
を求めるとともに、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある  
場合等工事の適正な施工を確保するために必要な場合にこ  
れを適切に活用するものとする。

(新設)

入契法第15条第2項

入契法第16条及び第17条第2  
項ほか

品確法第3条第13項

1157 これを踏まえ、法第16条の規定により、公共工事に係  
1158 る全ての建設業者（下請業者も含む。以下この節において  
1159 同じ。）は、建設業法第25条の28第3項に基づく情報通  
1160 信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための  
1161 基本的な指針を踏まえ、工事の施工の管理に関する情報シ  
1162 ステムの整備等の建設工事の適正な施工を確保するために  
1163 必要な情報通信技術の活用に関する措置を講ずるよう努め  
1164 ること等とされている。また、法第17条第2項の規定に  
1165 より、各省各庁の長等は、当該措置が適確に講じられるよ  
1166 う、建設業者に必要な助言、指導等の援助を行うよう努め  
1167 ることとされた。

1168 このため、各省各庁の長等は、情報通信技術を活用した  
1169 建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針を踏  
1170 まえ、建設業者による当該措置が適切に講じられるよう、  
1171 助言等を行うものとする。また、必要に応じ、建設業者に  
1172 よるシステムの活用に当たっての支援、建設業者向け研修  
1173 会の開催、公共工事の施工における関係者の円滑な連携の  
1174 促進等の援助を行うよう努めるものとする。

1175  
1176 (7) 適正な施工の確保のための技能労働者の育成及び確保に  
1177 関すること

1178 公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適正な施工  
1179 を確保するためには、公共工事に従事する技能労働者がそ  
1180 の能力や経験に応じた処遇を受けられるよう、公共工事に  
1181 従事する技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整  
1182 備が図られることが重要である。また、公共工品質確保  
1183 法第8条第4項において、受注者は、その使用する者の有  
1184 する能力に応じた適切な処遇を確保するとともに、外国人  
1185 等を含む多様な人材がその有する能力を有効に発揮でき  
1186 るよう、その従事する職業に適応することを容易にするため  
1187 の措置の実施その他の雇用管理の改善に努めることとされ  
1188 ている。技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登  
1189 録・蓄積する建設キャリアアップシステムの活用は、公共  
1190 工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切

(6) 適正な施工の確保のための技能労働者の育成及び確保に  
関すること

公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適正な施工  
を確保するためには、公共工事に従事する技能労働者がそ  
の能力や経験に応じた処遇を受けられるよう、公共工事に  
従事する技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整  
備が図られることが重要である。技能労働者の有する資格  
や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップ  
システム（CCUS）の活用は、公共工事に従事する技能  
労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる  
労働環境の整備に資するものであることから、公共工事の  
適正な施工を確保するために、国は、その利用環境の充実  
・向上や利用者からの理解の増進に向けた必要な措置を講  
ずるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当た  
って広く一般にその利用が進められるよう、現場利用に対

品確法第8条第4項

1191 な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものである。  
1192 このため、国は、公共工事の適正な施工を確保するために、  
1193 建設キャリアアップシステムについてその利用環境の充実  
1194 ・向上や利用者からの理解の増進、能力や経験に応じた処  
1195 遇の確保に向けた必要な措置を講ずるとともに、各省各庁  
1196 の長等は、公共工事の施工に当たって広く一般にその利用  
1197 が進められるよう、就業履歴の蓄積状況に応じた工事成績  
1198 評定における加点措置など、地域の建設企業における利用  
1199 の状況等に応じて必要な条件整備を講ずるものとする。ま  
1200 た、国は、建退共制度について、確実な掛金納付・退職金  
1201 支給、事務負担の軽減を図るため、電子申請方式の利用促  
1202 進及び建設キャリアアップシステムの現場就業履歴を活用  
1203 した就労実績報告等の促進に努めるとともに、各省各庁の  
1204 長等は、電子申請方式等が積極的に活用されるよう、必要  
1205 な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 1206 6 その他入札及び契約の適正化に関し配慮すべき事項

### 1207 (1) 不良・不適格業者の排除に関すること

1208 不良・不適格業者とは、一般的に、技術力、施工能力を  
1209 全く有しないいわゆるペーパーカンパニー、経営を暴力団  
1210 が支配している企業、対象工事の規模や必要とされる技術  
1211 力からみて適切な施工が行い得ない企業、過大受注により  
1212 適切な施工が行えない企業、建設業法その他工事に関する  
1213 諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企  
1214 業等を指すものであるが、このような不良・不適格業者を  
1215 放置することは、適正かつ公正な競争を妨げ、公共工事の  
1216 品質確保、適正な費用による施工等の支障になるだけでな  
1217 く、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者  
1218 の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発達を阻害するこ  
1219 ととなる。

1220 また、建設業許可や経営事項審査の申請に係る虚偽記載  
1221 を始めとする公共工事の入札及び契約に関する様々な不正  
1222 行為は、主としてこうした不良・不適格業者によるもので

する工事成績評定における加点措置など、地域の建設企業  
における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずるも  
のとする。

## 6 その他入札及び契約の適正化に関し配慮すべき事項

### (1) 不良・不適格業者の排除に関すること

不良・不適格業者とは、一般的に、技術力、施工能力を  
全く有しないいわゆるペーパーカンパニー、経営を暴力団  
が支配している企業、対象工事の規模や必要とされる技術  
力からみて適切な施工が行い得ない企業、過大受注により  
適切な施工が行えない企業、建設業法その他工事に関する  
諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企  
業等を指すものであるが、このような不良・不適格業者を  
放置することは、適正かつ公正な競争を妨げ、公共工事の  
品質確保、適正な費用による施工等の支障になるだけでな  
く、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者  
の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発達を阻害するこ  
ととなる。

また、建設業許可や経営事項審査の申請に係る虚偽記載  
を始めとする公共工事の入札及び契約に関する様々な不正  
行為は、主としてこうした不良・不適格業者によるもので

ある。

このため、建設業許可行政庁等においては、建設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施し、また、各省各庁の長等においては、それらの排除の徹底を図るため、公共工事の入札及び契約に当たり、次に掲げる措置等を講ずるとともに、建設業許可行政庁等に対して処分の実施等の厳正な対応を求めるものとする。

イ 一般競争入札や公募型指名競争入札等における入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、発注者支援データベースの活用等により、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者が現場で専任できるかどうかを確認すること。なお、建設業法第26条第3項ただし書による専任の特例により、監理技術者の兼務が認められる場合があることに留意すること。また、営業所技術者と監理技術者が兼務をしていないことを確認すること。なお、同法第26条の5による特例が適用される場合には、特定営業所技術者と監理技術者の兼務が認められることに留意すること。

ロ 工事の施工に当たって、発注者支援データベースの活用のほか、法第15条第2項の規定に基づく施工体制台帳の提出等、同条第1項の規定に基づく施工体系図の掲示を確実に行わせるとともに、工事着手前に監理技術者資格者証の確認を行うこと。

ハ 工事現場への立入点検（情報通信技術の活用による遠隔地からの点検を含む。）により、監理技術者の専任又は兼任の状況や施工体制台帳、施工体系図が工事現場の実際の施工体制に合致しているかどうか等の点検を行うこと。

ニ 検査に当たって、監理技術者の配置等に疑義が生じた場合は、適正な施工が行われたかどうかの確認をより一層徹底すること。

ホ 経営を暴力団が支配している企業等の暴力団関係企業が公共工事からの確に排除されるよう、各省各庁の長等は、警察本部との緊密な連携の下に十分な情報交換等を

ある。

このため、建設業許可行政庁等においては、建設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施し、また、各省各庁の長等においては、それらの排除の徹底を図るため、公共工事の入札及び契約に当たり、次に掲げる措置等を講ずるとともに、建設業許可行政庁等に対して処分の実施等の厳正な対応を求めるものとする。

イ 一般競争入札や公募型指名競争入札等における入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、発注者支援データベースの活用等により、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者が現場で専任できるかどうかを確認すること。なお、監理技術者の職務を補佐する者として、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務が認められることに留意すること。また、営業所に専任で配置されている技術者と監理技術者が兼務をしていないことも確認すること。

ロ 工事の施工に当たって、発注者支援データベースの活用のほか、法第15条第2項の規定に基づく施工体制台帳の提出、同条第1項の規定に基づく施工体系図の掲示を確実に行わせるとともに、工事着手前に監理技術者資格者証の確認を行うこと。

ハ 工事現場への立入点検により、監理技術者の専任の状況や施工体制台帳、施工体系図が工事現場の実際の施工体制に合致しているかどうか等の点検を行うこと。

ニ 検査に当たって、監理技術者の配置等に疑義が生じた場合は、適正な施工が行われたかどうかの確認をより一層徹底すること。

ホ 経営を暴力団が支配している企業等の暴力団関係企業が公共工事からの確に排除されるよう、各省各庁の長等は、警察本部との緊密な連携の下に十分な情報交換等を

1259 行うよう努めるものとする。

1260 また、暴力団員等による公共工事への不当介入があつ  
1261 た場合における警察本部及び発注者への通報・報告等を  
1262 徹底するとともに、公共工事標準請負契約約款に沿った  
1263 暴力団排除条項の整備・活用により、その排除の徹底を  
1264 図るものとする。

1265 へ 社会保険等未加入業者については、前述のとおり、定  
1266 期の競争参加資格審査等により元請業者から排除するほ  
1267 か、元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結  
1268 を禁止することや、社会保険等未加入業者を確認した際  
1269 に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報する  
1270 こと等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてそ  
1271 の排除を図るものとする。

#### 1272 (2) 入札及び契約のIT化の推進等に関すること

1273 入札及び契約のIT化については、図面や各種情報の電  
1274 子化、通信ネットワークを利用した情報の共有化、電子入  
1275 札システム等の導入により、各種情報が効率的に交換でき  
1276 るようになり、また、ペーパーレス化が進むことから、事  
1277 務の簡素化や入札に係る費用の縮減が期待される。さらに、  
1278 インターネット上で、一元的に発注の見通しに係る情報、  
1279 入札公告、入札説明書等の情報を取得できるようにするこ  
1280 とにより、競争参加資格を有する者が公共工事の入札に参  
1281 加しやすくなり、競争性が高まることも期待される。また、  
1282 これらに加え、電子入札システムの導入は、入札参加者が  
1283 一堂に会する機会を減少させることから、談合等の不正行  
1284 為の防止にも一定の効果が期待されるとともに、電子契約  
1285 システムの導入は、受注者における印紙税等の費用縮減に  
1286 も資するものである。

1287 このため、各省各庁の長等においては、政府調達に関す  
1288 る協定との整合を図りつつ、必要なシステムの整備等に取り  
1289 組み、その具体化を推進するものとする。なお、入札及び  
1290 契約に関する情報の公表の際には、入札及び契約に係る  
1291 透明性の向上を図る観点から、原則としてインターネット  
1292

行うよう努めるものとする。

また、暴力団員等による公共工事への不当介入があつ  
た場合における警察本部及び発注者への通報・報告等を  
徹底するとともに、公共工事標準請負契約約款に沿った  
暴力団排除条項の整備・活用により、その排除の徹底を  
図るものとする。

へ 社会保険等未加入業者については、前述のとおり、定  
期の競争参加資格審査等により元請業者から排除するほ  
か、元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結  
を禁止することや、社会保険等未加入業者を確認した際  
に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報する  
こと等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてそ  
の排除を図るものとする。

#### (2) 入札及び契約のIT化の推進等に関すること

入札及び契約のIT化については、図面や各種情報の電  
子化、通信ネットワークを利用した情報の共有化、電子入  
札システム等の導入により、各種情報が効率的に交換でき  
るようになり、また、ペーパーレス化が進むことから、事  
務の簡素化や入札に係る費用の縮減が期待される。さらに、  
インターネット上で、一元的に発注の見通しに係る情報、  
入札公告、入札説明書等の情報を取得できるようにするこ  
とにより、競争参加資格を有する者が公共工事の入札に参  
加しやすくなり、競争性が高まることも期待される。また、  
これらに加え、電子入札システムの導入は、入札参加者が  
一堂に会する機会を減少させることから、談合等の不正行  
為の防止にも一定の効果が期待される。

このため、各省各庁の長等においては、政府調達に関す  
る協定との整合を図りつつ、必要なシステムの整備等に取り  
組み、その具体化を推進するものとする。なお、入札及び  
契約に関する情報の公表の際には、入札及び契約に係る  
透明性の向上を図る観点から、インターネットの活用を積  
入契法第2章

品確法第7条第4項

1293 を利用する方法で行うものとする。

1294 I T化の推進と併せ、各省各庁の長等は、事務の簡素合  
1295 理化を図るとともに、入札に参加しようとする者の負担を  
1296 軽減し、競争性を高める観点から、できるだけ、入札及び  
1297 契約に関する書類、図面等の簡素化・統一化を図るととも  
1298 に、競争参加者の資格審査などの入札及び契約の手續の統  
1299 一化に努めるものとする。

1300 加えて、受注者における工事関係書類作成に係る負担は  
1301 大きいものとなっております、発注者においてもこれらの書類  
1302 の確認や管理に伴う負担等は大きいことから、工事関係書  
1303 類においてもペーパーレス化の取組の推進が求められる。  
1304 各省各庁の長等は、公共工事における発注者、受注者双方  
1305 の負担軽減や生産性の向上を図るため、工事関係書類につ  
1306 いても簡素化等を図るとともに、ASP等の情報共有シス  
1307 テムなどの必要なシステムの導入及び活用に努めるものと  
1308 する。

1310 (3) 各省各庁の長等相互の連絡、協調体制の強化に関するこ  
1311 と

1312 公共工事の受注者の選定に当たっては、当該企業の過去  
1313 の工事实績に関する情報や保有する技術者に関する情報、  
1314 施工状況の評価に関する情報等各発注者が保有する具体的  
1315 な情報を相互に交換することにより、不良・不適格業者を  
1316 排除し、より適切な受注者の選定が可能となる。また、現  
1317 場における適正な施工体制の確保の観点から行う点検や指  
1318 名停止等の措置を行うに際しては、発注者相互が協調して  
1319 これらの措置を実施することにより、より高い効果が期待  
1320 できる。さらに、最新の施工技術に関する情報等について、  
1321 発注者間で相互に情報交換を行うことにより、技術力によ  
1322 るより公正な競争の促進と併せ適正な施工の確保が期待で  
1323 ける。したがって、各省各庁の長等は、入札及び契約の適  
1324 正化を図る観点から、相互の連絡、協調体制の一層の強化  
1325 に努めるものとする。

極的に図るものとする。

I T化の推進と併せ、各省各庁の長等は、事務の簡素合  
理化を図るとともに、入札に参加しようとする者の負担を  
軽減し、競争性を高める観点から、できるだけ、入札及び  
契約に関する書類、図面等の簡素化・統一化を図るととも  
に、競争参加者の資格審査などの入札及び契約の手續の統  
一化に努めるものとする。

(3) 各省各庁の長等相互の連絡、協調体制の強化に関するこ  
と

公共工事の受注者の選定に当たっては、当該企業の過去  
の工事实績に関する情報や保有する技術者に関する情報、  
施工状況の評価に関する情報等各発注者が保有する具体的  
な情報を相互に交換することにより、不良・不適格業者を  
排除し、より適切な受注者の選定が可能となる。また、現  
場における適正な施工体制の確保の観点から行う点検や指  
名停止等の措置を行うに際しては、発注者相互が協調して  
これらの措置を実施することにより、より高い効果が期待  
できる。さらに、最新の施工技術に関する情報等について、  
発注者間で相互に情報交換を行うことにより、技術力によ  
るより公正な競争の促進と併せ適正な施工の確保が期待で  
ける。したがって、各省各庁の長等は、入札及び契約の適  
正化を図る観点から、相互の連絡、協調体制の一層の強化  
に努めるものとする。

品確法第7条第4項

1327 (4) 企業選定のための情報サービスの活用に関すること

1328 発注者支援データベースは、技術と経営に優れた企業を  
1329 選定するとともに、専任技術者の設置や一括下請負の禁止  
1330 等に係る違反行為を抑止し、不良・不適格業者の排除を徹  
1331 底するため効果の高い手段としてその重要性が増している  
1332 ことから、各省各庁の長等は、積極的にその活用を進める  
1333 ものとする。

1334 また、建設業許可行政庁の保有する工事経歴書や処分履  
1335 歴等の企業情報の活用も、工事の施工に適した企業の選定  
1336 や不良・不適格業者の排除のための方策となりうるること  
1337 から、建設業許可行政庁は、その利用環境の向上を図り、各  
1338 省各庁の長等は、必要に応じ適切に活用するものとする。

1340 **第3 入札及び契約の適正化を図るために必要な体制の整備**

1341 法及び適正化指針に従って公共工事の入札及び契約の適正化  
1342 を促進するためには、発注に係る業務執行体制の整備が重要で  
1343 ある。このため、各省各庁の長等においては、発注関係事務を  
1344 適切に実施するため、その実施に必要な知識又は技術を有する  
1345 職員の育成及び確保が必要である。また、入札及び契約の手續  
1346 の簡素化・合理化に努めるとともに、必要に応じ、CM（コン  
1347 ストラクション・マネジメント）方式の活用・拡大等によって  
1348 業務執行体制の見直し、充実等を行う必要がある。特に、小規  
1349 模な市町村等においては、技術者が不足していることも少なく  
1350 なく、発注関係事務を適切に実施できるようにこれを補完・支  
1351 援する体制の整備が必要である。このため、国及び都道府県の  
1352 協力・支援も得ながら技術者の養成に積極的に取り組むととも  
1353 に、外部機関の活用等を積極的に進めることが必要である。ま  
1354 た、国及び都道府県は、講習会の開催、自らが実施する研修へ  
1355 の職員の受入れ、民間研修機関の活用等の促進等により、このよ  
1356 うな市町村等の取組が進むよう協力・支援を積極的に行うよう  
1357 努めるものとする。加えて、国は、法第20条に基づき報告を  
1358 得た各省各庁の長等の講じた措置の状況も踏まえ、地方公共団  
1359 体に対し、必要な助言や地域の実情に応じた支援を積極的に行  
1360

(4) 企業選定のための情報サービスの活用に関すること

発注者支援データベースは、技術と経営に優れた企業を  
選定するとともに、専任技術者の設置や一括下請負の禁止  
等に係る違反行為を抑止し、不良・不適格業者の排除を徹  
底するため効果の高い手段としてその重要性が増している  
ことから、各省各庁の長等は、積極的にその活用を進める  
ものとする。

また、建設業許可行政庁の保有する工事経歴書や処分履  
歴等の企業情報の活用も、工事の施工に適した企業の選定  
や不良・不適格業者の排除のための方策となりうることから  
、建設業許可行政庁は、その利用環境の向上を図り、各  
省各庁の長等は、必要に応じ適切に活用するものとする。

(新設)

**【参考：旧「第3. 2 業務執行体制の整備」】**

法及び適正化指針に従って公共工事の入札及び契約の適正化を  
促進するためには、発注に係る業務執行体制の整備が重要である。  
このため、各省各庁の長等においては、発注関係事務を適切に  
実施するため、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の  
育成及び確保が必要である。また、入札及び契約の手續の簡素化  
・合理化に努めるとともに、必要に応じ、CM（コンストラクシ  
ョン・マネジメント）方式の活用・拡大等によって業務執行体制  
の見直し、充実等を行う必要がある。特に、小規模な市町村等  
においては、技術者が不足していることも少なくなく、発注関係  
事務を適切に実施できるようにこれを補完・支援する体制の整備  
が必要である。このため、国及び都道府県の協力・支援も得な  
がら技術者の養成に積極的に取り組むとともに、事業団等の受託  
制度や外部機関の活用等を積極的に進めることが必要である。ま  
た、国及び都道府県は、このような市町村等の取組が進むよう  
協力・支援を積極的に行うよう努めるものとする。

品確法第 22 条

入契法第 21 条第 4 項、品確法  
第 23 条

1361 うよう努めるものとする。

1362  
1363 **第4** 適正化指針の具体化に当たっての留意事項

1364  
1365 **1** 発注者に対する要請、勧告等

1366 法第19条において、各省各庁の長等は、本指針に定める  
1367 ところに従い、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため  
1368 必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされて  
1369 おり、国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、法第20条  
1370 に基づき、各省各庁の長等の講じた措置の状況について報告  
1371 を求め、その結果を取りまとめ、公表することとされている。

1372 また、法第21条第1項及び第2項において、国土交通大  
1373 臣、総務大臣及び財務大臣は、各省各庁の長等に対し、公共  
1374 工事の入札及び契約の適正化を促進するため本指針に照らし  
1375 て特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請す  
1376 ることができることとされている。

1377 この場合において、要請を受けた各省各庁の長等は、当該  
1378 要請の内容を踏まえ、入札及び契約の適正化を図るため必要  
1379 な措置を講ずるものとする。

1380 さらに、同条第3項及び第4項において、当該要請をした  
1381 場合において、国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、法  
1382 第19条の規定による報告を踏まえ、本指針に照らして特に  
1383 必要があると認められる措置の的確な実施のために必要があ  
1384 ると認めるときは、各省各庁の長等に対し、必要な勧告（地  
1385 方公共団体に対しては、助言又は援助を含む。以下同じ。）を  
1386 することができることとされている。勧告は、要請が行われ  
1387 てもなお入札及び契約の適正化が図られていない各省各庁の  
1388 長等に対し、特に必要があると認められる措置の的確な実施  
1389 のために行われるものである。

1390 この場合において、勧告を受けた各省各庁の長等は、当該  
1391 勧告の内容を踏まえ、直ちに、入札及び契約の適正化を図る  
1392 ため必要な措置を講ずるものとする。

第3 適正化指針の具体化に当たっての留意事項

(新設)

入契法第21条

1395  
1396 2 特殊法人等及び地方公共団体の自主性の配慮  
1397

1398 法第18条第3項は、適正化指針の策定に当たっては、特  
1399 殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない  
1400 ものとしている。これは、国、特殊法人等及び地方公共団  
1401 体といった公共工事の発注者には、発注する公共工事の量及  
1402 び内容、発注者の体制等に大きな差があり、また、従来から  
1403 それぞれの発注者の判断により多様な発注形態がとられてき  
1404 たことに鑑み、適正化指針においても、こうした発注者の多  
1405 様性に配慮するよう求めたものである。

1406 一方、公共工事の入札及び契約の適正化は、各省各庁の長  
1407 等を通じて統一的、整合的に行われることによって初めて公  
1408 共工事に対する国民の信頼を確保するとともに建設業の健全  
1409 な発達を図るという効果を上げ得るものであることから、で  
1410 きる限り足並みをそろえた取組が行われることが重要であり、  
1411 各省各庁の長等ごとに、その置かれている状況等に応じた取  
1412 組の差異が残ることはあっても、全体としては着実に適正化  
1413 指針に従った措置が講じられる必要がある。

1414  
1415 (削除) ※新「第3 入札及び契約の適正化を図るために必要  
1416 な体制の整備体制の整備」へ移動  
1417

1 特殊法人等及び地方公共団体の自主性の配慮

法第17条第3項は、適正化指針の策定に当たっては、特  
殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない  
ものとしている。これは、国、特殊法人等及び地方公共団  
体といった公共工事の発注者には、発注する公共工事の量及  
び内容、発注者の体制等に大きな差があり、また、従来から  
それぞれの発注者の判断により多様な発注形態がとられてき  
たことに鑑み、適正化指針においても、こうした発注者の多  
様性に配慮するよう求めたものである。

一方、公共工事の入札及び契約の適正化は、各省各庁の長  
等を通じて統一的、整合的に行われることによって初めて公  
共工事に対する国民の信頼を確保するとともに建設業の健全  
な発達を図るという効果を上げ得るものであることから、で  
きる限り足並みをそろえた取組が行われることが重要であり、  
各省各庁の長等ごとに、その置かれている状況等に応じた取  
組の差異が残ることはあっても、全体としては着実に適正化  
指針に従った措置が講じられる必要がある。

2 業務執行体制の整備

法及び適正化指針に従って公共工事の入札及び契約の適正  
化を促進するためには、発注に係る業務執行体制の整備が重  
要である。このため、各省各庁の長等においては、発注関係  
事務を適切に実施するため、その実施に必要な知識又は技術  
を有する職員の育成及び確保が必要である。また、入札及び  
契約の手続の簡素化・合理化に努めるとともに、必要に応じ、  
CM（コンストラクション・マネジメント）方式の活用・拡  
大等によって業務執行体制の見直し、充実等を行う必要があ  
る。特に、小規模な市町村等においては、技術者が不足して  
いることも少なくなく、発注関係事務を適切に実施できるよ  
うにこれを補完・支援する体制の整備が必要である。このた  
め、国及び都道府県の協力・支援も得ながら技術者の養成に

積極的に取り組むとともに、事業団等の受託制度や外部機関の活用等を積極的に進めることが必要である。また、国及び都道府県は、このような市町村等の取組が進むよう協力・支援を積極的に行うよう努めるものとする。

(新設)

### 3 その他

各地で頻発する自然災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興、防災・減災、国土強靱化、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、これらを担い、地域の守り手となる建設業者が不足し、地域の安全・安心の維持に支障が生じるおそれがあることへの懸念が指摘されている。こうしたことから、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保を促進するための対策を講じる必要がある。

このため、公共工物品質確保法第26条に基づき、国及び地方公共団体は、教育訓練機能の充実強化に資するよう、工事等に関する専門的な知識又は技術を有する人材を育成するための職業訓練を実施する者に対する支援等の必要な措置を講ずることとされている。また、子供たちが工事等の業務内容に関して正しい知識等を得られるよう学校におけるキャリア教育・職業教育への建設業者の協力を促進するなど、工業高校等と建設業者及び建設業界団体との連携を図ること等の必要な措置を講ずることとされている。さらに、建設現場における快適トイレの活用推進を含む働きやすい現場環境の整備など、外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材の確保等に必要環境の整備の促進のために必要な措置を講ずることとされている。

加えて、公共工物品質確保法第31条に基づき、建設産業に対するイメージアップや、新規入職が期待される若者や女性に対し、効果的な情報発信等を行うことが必要であることから、国及び地方公共団体は、建設業者団体等と連携しつつ、公共工事の品質確保及びその担い手の活動（災害時における活動を含む。）の重要性に関し、国民の関心と理解を深めるた

品確法第26条

品確法第31条

1463  
1464  
1465  
1466  
1467  
1468  
1469  
1470  
1471

め、それらに関する広報活動及び啓発活動の充実等を図るよう努めるものとされている。

これらの趣旨を踏まえ、各省各庁の長等においても、公共工事の入札及び契約に際し、例えば、若手技術者や女性技術者などの登用を考慮して施工実績の要件を緩和した競争参加資格の設定、快適トイレの活用を含んだ仕様書の作成、受注者と連携した広報活動の実施等、必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

1472